

平成30年第3回知内町議会定例会（1日目）

- ◎ 招集年月日 平成30年9月25日（火）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成30年9月25日（火） 午前 9時40分
- ◎ 閉会日時 平成30年9月25日（火） 午後 4時13分

◎ 出席議員

1番	五十嵐 捷 爾	6番	吉 田 峰 一
2番	成 澤 五 郎	7番	花 井 泰 子
3番	笠 松 悦 子	8番	西 山 和 夫
4番	松 井 盛 泰	9番	谷 口 康 之
5番	木 村 一	10番	伊 藤 政 博

- ◎ 会議録署名議員 1番 五十嵐 捷 爾 7番 花 井 泰 子

- ◎ 欠席議員 な し

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町 長	大 野 幸 孝
副 町 長	網 野 眞
生活福祉課長	田 中 志津夫
生活福祉課主幹	永 田 吉 雄
税務会計課長	佐 藤 辰 治
産業振興課長	西 野 俊 一
地域創生推進室長兼 ものづくり推進室長	三 原 知 明
建設水道課長	佐 藤 和 人
教 育 長	本 間 茂 裕
学校教育課長	帰 山 亮 一
社会教育課長	松 本 泰 行
知内高等学校事務長	小 嶋 隆
知内高等学校事務主幹	長谷川 将 之
学校給食センター長	(帰 山 亮 一)
代表監査委員	西 内 貞 治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森 永 茂
議事係長	筒 井 俊 介

平成30年第3回知内町議会定例会議事日程

(第1号)

平成30年9月25日(火) 午前9時30分開議

日程	議件番号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 1番、五十嵐捷爾君 7番、花井泰子君
第 2	委員会報告 第 1 号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6	委員会報告 第 2 号	総務文教常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 7	委員会報告 第 3 号	経済民生常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 8		追跡質問
第 9		一般質問
第10	議案第1号	知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
第11	議案第2号	知内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
第12	議案第3号	平成30年度知内町一般会計補正予算(第5号)について
第13	議案第4号	平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
第14	議案第5号	平成30年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
第15	議案第6号	平成30年度知内町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
第16	議案第7号	平成30年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
第17	議案第8号	平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第1号)について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。

まず、最初にこの度の胆振東部地震で犠牲になられた皆様のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様のお見舞いを申し上げますとともに、更に1日も早い復興を心から願うところであります。

本日は第3回定例会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本定例会は、決算認定も予定されております。また、諸般の行事等も入っておりますの

で、会期的にはきつい部分もありますけれども、慎重審議の上、審議されますようお願い致しまして、ご挨拶とさせていただきます。

只今の出席議員数は10人です。

定足数に達していますので、平成30年第3回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、五十嵐捷爾君及び7番、花井泰子君を指名します。

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について（委員長報告）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る9月19日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、木村一君。

◎ 委員長（木村 一）

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

平成30年第3回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

平成30年9月25日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

議会運営委員会報告。平成30年第3回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成30年9月25日提出。知内町議会運営委員会委員長、木村一。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、会議開催状況、開催日、9月19日。出席委員、木村、成澤、吉田、西山、谷口。欠席委員、なし。説明員なし。事務局、森永、筒井。2、会期について、今定例会の会期は、9月25日火曜日から28日金曜日までの4日間としたい。3、議事日程について、議事日程については、別紙配付のとおりである。なお、重要な案件については、議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は、議長に一任する。4、付議案件について、付議案件は、諸報告1件、行政報告1件、委員会報告4件、一般質問2件、議案11件、報告3件、認定7件、意見書案4件、議長発議2件である。5、決算審査特別委員会の設置について、認定第1号から認定第7号までの7議案は、いずれも決算認定議案であるので、一括議案として提案者の説明を省略して、議長及び監査委員を除いた全

員による決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたい。6、議長の諸報告、説明員の出席について、議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配付のとおりである。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり進めてまいります。

● 会期の決定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から9月28日までの4日間にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月28日までの4日間に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

平成30年第2回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職、管理職員の出席要求については、既に印刷の上、皆様のお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

● 町長の行政報告

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

おはようございます。平成30年第2回定例議会以降、今定例会までの町行政の主要な事項について、別紙によりご報告を申し上げます。

第1点目は、各関係団体による要望活動についてであります。7月13日に実施されました北海道合併処理浄化槽普及促進協議会の要望活動に参加をさせていただきました。要

望先は、国土交通省、環境省、関係国会議員であります。要望内容については、別紙のとおり資料1として添付をさせていただいておりますので、お目通しをいただきたいというふうに思います。

また、7月17日に実施されました道路整備予算の確保及び高規格幹線道路等道路整備促進に関する中央要望及び平成31年度治水海岸保全関係事業に関する要望活動に参加を致しました。要望先は、財務省、国土交通省であります。要望内容については、別紙のとおり資料2、3、4、5として添付をさせていただいております。

また、7月18日に実施されました平成31年度国の特別支援教育施策に対する要望活動に参加を致しました。要望先は、文部科学省。要望内容については、別紙のとおりナンバー6として添付をしております。同じく7月31日に実施されました。平成31年度予算施策に関する渡島総合開発期成会東京要望活動に参加を致しました。要望先は国土交通省北海道局、農林水産省、財務省、関係国会議員であります。要望内容については、別紙のとおり資料7として添付をさせていただいたところであります。

2点目は、台風21号による避難所開設及び被害状況についてであります。避難所の開設については、9月4日から5日にかけて台風21号の接近通過に伴い、町内4箇所の自主避難所を開設させていただきました。強風波浪警報は発令されましたが、大雨警報が発令されていなかったことから、台風接近による注意喚起を防災無線で行い、自主避難の対応とさせていただいたところであります。避難所開設場所、避難開設時間及び避難者数については、記載のとおりでありまして、避難箇所4箇所で、避難者については、52名となりました。なお、全避難所に職員を配置したところあります。被害の状況、速報値であります。各種公共施設の被害状況については、消防の第2分団の器具置き場、シャッターが強風により破損したことによって25万9千円。それから、積載車についても一部破損がありました。今、被害額の見積もり中であります。さらには、農業関連施設の被害状況でありますけれども、農業用のビニールハウス11棟で一部破損や内作の被害が出まして、179万円となっているところあります。

第3点目は、胆振東部地震による避難所の開設及び被害状況についてであります。1つ目の地震、停電及び停電復旧の状況についてであります。9月6日、午前3時07分、胆振中東部を震源とする胆振東部地震が発生して、同時刻に全町全域が停電となったところあります。停電の復旧状況については、9月7日AM1時19分頃に復旧をしております。それから、9月7日のAM1時15分頃に役場周辺から中ノ川及び湯ノ里方面が復旧をしております。停電復旧については、中ノ川、森越、重内、渡島知内、きらく、湯ノ里地区であります。同じくPMの10時頃に上雷から順次復旧をしております。上雷、元町、前浜、涌元谷地、はまなす、涌元、小谷石が復旧をしたところあります。避難所の開設でありますけれども、9月6日から7日にかけて長時間の停電に伴い、夜間の生活に不安を感じている住民に対し、防災無線で周知して町内に避難所を開設し、町内会長と相談の上、状況に応じて炊き出しを実施したところでもあります。避難所の開設場所、それから、開設時間及び避難者数については、記載のとおりでありまして、9月6日については、矢越山荘から町民センターまで避難所14箇所を開設をさせていただいて、避難者数については47名でありました。同じく9月7日、矢越山荘から町民センター、避難所4箇所を開設をさせていただいて、避難者数については、4名であります。両日とも全避難所に職員を配置をし、9月7日には、涌元、それから、涌元谷地、はまなす、元町地区は、

停電は復旧しておりませんでした。町内会長と協議の結果、避難所の開設をしておりません。3番目の携帯電話充電サービス所の開設、それから、開設時間及び利用者数であります。9月6日と7日、町民センターで対応させていただいたところでもあります。利用者については、記載のとおりであります。更に各町内会館の避難所でも対応可能なところにあつては、随時、携帯電話の充電サービスを実施をしていただいたところでもあります。次に地震、停電による被害状況についてであります。地震による被害はありませんでしたが、長時間に及ぶ停電が原因として、農業、漁業、製造業、小売業などの業種での被害、それから損害は、現在調査中であります。

第4点目は、渡島西部広域事務組合の動向についてであります。第2回定例会が9月11日に開催されまして、認定第1号の平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、提案どおり認定をされました。議案第1号の平成30年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）については、提案どおり可決されたところでもあります。

第5点目は、知内町とコープさっぽろによるスーパーマーケット店舗設置に関する協定の締結についてであります。8月24日にコープさっぽろ本部において、来年に開業を予定しておりますスーパーマーケットの設置に関して、知内町コープさっぽろが相互に連携、協力しながら、事業を円滑に推進し、町民の買い物利便向上を目的とする協定を締結を致しました。出席者については、生活協同組合コープさっぽろから大見理事長、それから、村上出向役員店舗本部長、町から私と三原地域創生推進室長が出席をさせていただいたところでもあります。

以上、5点について、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで行政報告を終わります。

● 委員会報告第2号 総務文教常任委員会所管事務調査報告について
（委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、委員会報告第2号、『総務文教常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、吉田峰一君。

◎ 委 員 長（吉田峰一）

委員会報告第2号、総務文教常任委員会所管事務調査報告について。

平成30年度における総務文教常任委員会所管事務調査にかかる結果について、別紙のとおり報告します。

平成30年9月25日提出。知内町議会議長 伊藤政博。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

平成30年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので会議規則第

77条の規定により報告します。

平成30年9月25日。知内町議会総務文教常任委員会委員長 吉田峰一。知内町議会議長 伊藤政博殿。

記、1、調査月日、平成30年7月26日（木）（1日間）2、調査委員、委員長、吉田峰一。副委員長、花井泰子。委員、五十嵐捷爾。委員、成澤五郎。委員、笠松悦子。委員、松井盛泰。委員、木村一。委員、西山和夫。委員、谷口康之。3、欠席委員、なし。4、説明員、本間教育長、松本社会教育課長、竹田文化財係長。5、事務局員、森永事務局長、筒井係長。6、調査事項、（1）郷土資料館の運営及び維持管理状況について。7、調査意見、（1）郷土資料館の運営及び維持管理状況について

知内町郷土資料館は、郷土の歴史・芸術・民俗・産業・自然科学等に関する資料を収集し保管展示して、教育的配慮のもとに一般の利用閲覧に供するとともに、産業経済の振興と郷土の学術・文化の発展に資するため、昭和42年建築の知内町公民館を増築し、昭和59年5月に開館した。

施設は、鉄骨造2階建（一部ブロック造）で、延床面積1,169.1㎡に約48万点の考古資料や生活資料等を展示・収蔵しており、平成29年度の入館者数は2,676名、その内の836名（31%）が団体入館であり、町内外の各学校や高齢者サークルなど、幅広い層から地域の郷土教育施設として活用されている。

さらに、教育普及事業として、郷土資料館ゼミナール「知内学のすすめ」や体験型講座「ミュージアム・パル」などを継続的に実施し、郷土学習の場づくりに努めている。

施設の維持管理については、開館から34年が経過し、至るところに老朽化が見られ、特に公民館部分は建築から50年以上が経っており、第6次まちづくり総合計画でも施設の建替えが検討されているところである。また、収蔵資料も年々増加していることから、保管する収蔵庫も手狭となってきており、施設の老朽化と併せ考えると、建替えの必要性は十分に理解ができる。

今後の建替えを含めた改修にあたっては、郷土資料館単体での検討も考えられるが、中央公民館やスポーツセンターといった他の公共施設においても建築から相当の年数が経ち、この先、大規模な改修が必要となってくることから、それらの改修計画を念頭に置きながら、様々な選択肢を持った中で、将来の人口動向を見据えた総合的かつ計画的な施設整備を要望するものである。

なお、郷土資料館の一部となっている昭和42年建築の知内町公民館は、現在も知内町公民館運営条例で公民館を目的として設置されていることとなっているが、実際はその目的に沿った使用状況とはいえないので、今後は施設の現況にあった条例の整理も必要と考える。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

● 委員会報告第3号 経済民生常任委員会所管事務調査報告について （委員長報告）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、委員会報告第3号、『経済民生常任委員会所管事務調査報告について』議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

経済民生常任委員会委員長、西山和夫君。

◎ 委員長（西山和夫）

委員会報告第3号、経済民生常任委員会所管事務調査報告について。

平成30年度における経済民生常任委員会の所管事務調査にかかる結果について、別紙のとおり報告する。

平成30年9月25日提出。知内町議会議長 伊藤政博。

経済民生常任委員会所管事務調査報告書。

平成30年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので会議規則第77条の規定により報告します。

平成30年9月25日。知内町議会経済民生常任委員会委員長 西山和夫。知内町議会議長 伊藤政博殿。記、1、調査月日、平成30年7月26日（木）（1日間）2、調査委員、委員長、西山和夫。副委員長、笠松悦子。委員、五十嵐、成澤、松井、木村、吉田花井、谷口、各議員であります。3、欠席委員、なし。4、説明員、網野副町長、田中生活福祉課長、永田生活福祉課主幹。5、事務局員、森永事務局長、筒井係長。6、調査事項（1）ごみ収集及びごみ処理業務について

7、調査意見、（1）ごみ収集及びごみ処理業務について

当町におけるごみ排出量は、人口減少により平成29年度で1,435t、平成24年度と比較し104t（6.8%）の減となっている。しかし、人口一人当たりのごみ排出量を見ると、燃やせるごみ以外のごみは減少傾向が伺えるものの、燃やせるごみについては増加している。

渡島西部衛生センターリサイクルプラザで取り扱う燃やせるごみ以外のごみの搬入量（平成29年度）については、渡島西部4町のうち町内会単位で空き缶や紙容器などの集団回収を実施している木古内町が153tと最も少なく、知内町はその約2倍の314tとなっている。

渡島廃棄物広域連合で取り扱う人口一人当たり燃やせるごみの排出量（平成29年度）については、当町は256kgで渡島管内10市町（函館市を含まない）のうち5番目に少なくなっているが、燃やせるごみと生ごみを分別し、肥料化を実施している北斗市の、約1.6倍となっている。

ごみ処理に伴うごみ袋の種別・容量・価格等については、当町は45リットル1サイズ、1枚31円と渡島西部4町の中では一番安価となっており、「燃やせるごみ」ごみ袋については、渡島管内9町では、七飯町、鹿部町に次ぐ安い価格となっている。なお、当町以外の渡島管内8町については、「燃やせるごみ」ごみ袋を容量別に2～4種類販売している。また、大型粗大ごみについて無料化しているのは、当町と鹿部町だけである。

当町において平成29年度にごみ処理にかかった費用は、渡島廃棄物処理広域連合負担金、渡島西部広域事務組合負担金、塵芥処理業務委託料などで1億2,022万円となっており、ごみ袋売上額578万円を差し引いた1億1,444万円が町の負担となっている。

未来にわたって地球環境及び資源を守り、また、ごみ処理にかかる経費負担の軽減に繋げるためにも、ごみ排出量の削減は必須であり、そのために住民に対するごみの減量化・資源化意識の高揚を図ることが肝要である。町においては、「ごみ分別辞典」の発刊などにより、住民に対しごみの減量化・資源化する大切さを認識してもらうための啓蒙活動、より分かりやすい分別方法や空き缶・ペットボトル等の資源ごみを洗う習慣付けなどのごみ出し方法の周知・徹底をより一層推進していただくとともに、生ごみの減量化推進のためのコンポストやディスポーザーの導入の可能性や、町内会による資源ごみの集団回収が推進されるような仕組みや体制づくりについて検討していただきたい。

また、高齢者等のごみ出し負担軽減のために導入を検討されている「燃やせるごみ」ごみ袋小型サイズの導入については、その利用促進をより実効性のあるものとするため、現在の45L、1枚31円から差を付けた価格での導入を期待するところである。

なお、将来的なごみ処理にかかる費用負担のあり方については、十分な時間を掛けて検討を進めていただきたい。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、経済民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

なお、只今報告のありました常任委員会の報告内容については、理事者においてもこれを行政に十分反映されるよう議長からも要望致します。

今日、午前中に町長、議長出席予定の行事がありますので、ここで暫時休憩致します。

再開は、午後1時と致します。

（ 休憩 午前10時00分 ）

（ 再開 午後 1時00分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

それでは、休憩を取り消し、会議を再開致します。

● 追跡質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第8、『追跡質問』を行います。

質問ありませんか。

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

それでは、6月議会に職員の正職員にしていいただきたいという最後の質問を町長に申し上げました。そのことについて、追跡質問をさせていただきます。国の方では、今、臨時職員といますか、そういう形の職員を整理をしまして、会計年度任用職員制度というものを入れるということに条例で決まりました。先立っての私の質問の中で、臨時職員を正職員にという質問に対して、町長は、臨時職員として1年間務めたあと、そのあとに準職員として採用していると。準職員のその手当といますか、それもきちんと、例えば期末手当などもちゃんと正職員とは違いますがやっているといるというふうなお答えでありました。その質問をしたあとに、私も迂闊でしたけれども、さっき申し上げました国の法律の中で、会計年度任用職員制度というのは、4月から3月まで1年をきって、再雇用もあ

るかというふうに思うんですけれども、1年をきって雇用するというそういう制度であります。国の方でも、例えば当町のように準職員として対応しているところ、それから、臨時職員として1年ごとか、6か月ごとか、1回切ってまた採用するというふうなやり方をしているところとか、地方によっては様々な採用の仕方を今回の条例できちんと整理したいというのが国の狙いだというふうに思っています。さて、それでは、うちの臨時職員といえますか、準職員の立場にある方、何年間か勤められて、本当に職員と同じように、町民の信頼も得ながら勤めている準職員の方が何名かいらっしゃるというふうに私は承知しています。正確な数はわかりません。しかし、準職員の方が何かしたとか、問題を起こしたとかという話は聞いたことがございませんので、多分、職員の皆さんと同じように、きちんと公務員として勤められているというふうに私は思っています。そこで、先般、昨年9月の決算の委員会というか、9月議会で総括質疑のときに議員からの質問の中で、町長はこういうふうに答えられておりました。この知内町は、類似団体、5千人程度の類似団体でいえば、全国で2番目に少ない職員数でありますと、そういうふうなこともお答えになっていました。ですから、今、定数がありますけれども、定数職員の配置、全部、定数を満たしているかといえ、私はそうではないというふうに思っています。ですから、これまで準職員として頑張ってきた、その職員の方を1年後になるか、2年後になるかわかりませんが、会計年度任用職員というような、そういうやり方できってしまうのではなくて、大切に今まで勤めてこられた職員を大切にしてもらいたいというのが私の願いであります。ですから、追跡質問という質問にさせていただいたのですが、6月議会で、最後の方で、正職員にというふうなほんの少しの質問の中で、そういうことを今、追跡質問でさせていただくのは、大変申し訳ないのですが、国の制度も決まっていますので、私は是非とも準職員を正職員にさせていただきたいと、そういうことを思っていますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

お答えします。正職員以外の今、職員対応というのは、臨時職員と準職員という、今、議員がご指摘を頂いたとおりであります。それで、従来まで準職員の方々については、年数は決めておりませんでした。スタートはですね、一応、5年、6年で要するに次の人に変わっていただくというふうに、それで、共済組合の方から、そういう期限を設けるには、これは職員を採用するにはなじまないというご指摘を頂いて、期限を撤廃をさせていただいて、今に至っているということで、まず、ご理解ください。それで、基本的には、職員採用というのは、職員の定数条例がありまして、先般も今の現体制と合わないものについては、定数条例を変えさせていただいたところでもあります。それで、基本的には、今、議員がおっしゃるように、職員を大切にというのは、私も同じ考え方であります。ただですね、正職員と準職員の違いというのは、やっぱり事務量があるんです。事務量で要するに正職員が担ってもらえるものをサポートをしていただくという考え方で準職員を配置する、臨時職員を配置するという今、形態になっています。それで、国の方も非正規職員から正規職員という流れがあります。そんな中で、うちとして、そしたら今の体制をどんな形で要するに回していくのか、人口減少に伴って、住民サービス量が減っていくかといったらそうではありません。住民サービス量というのは、人口が減ったとしても、それは今

まで以上の住民ニーズがありますものですから、逆に今、事務量が増えてきているという今、状況であります。そんな中で、今、ご指摘のように、しからば準職員として今、そこにポストについていただいた、そこを要するに正職員にかえるという、これはですね、今のまちづくりの状況の中で、どこのポストを要するに重点的に充実をしなければならないというのは、私の町長としての責任であります。ですから、その辺はきちんと見据えた中で、職員間で不公平にならないように、そんな形で今、進めさせていただいているということもご理解いただければというふうに思います。ですから、先般も類似団体の数字をお知らせをしました。5千人規模で職員採用というのは、今、議員、2番目ということになっていきますけれども、喫緊の資料では3番目であります。ですから、その辺はきちんと状況を見極めた中で、それから、基本的には職員の給料というのは、一般財源に占める割合というのが大きいのです。それが高ければ高いほど経常収支比率が上がってきます。行政の1つの運営の中で、経常収支比率を上げないこと、それから、要するに投資的のもの、一般財源を要するにできるだけ、要するに抑えるという1つの行政運営の鉄則があります。ですから、その辺を十分に見極めた中で、行政運営をさせていただいているというふうに思っています。ですから、全く準職員を当てにしていけないということではなくて、それは準職員としてきちんと仕事をしていただいていますので、うちの1つの組織の運営の中で、準職員、臨時職員の皆様方というのは、本当に貴重なというか、責任を持って事務にあたっているということ、私も理解しております。ですから、今、言われるように、全ての今、準職員の方を正職員にというのは、すぐにはなかなか難しいということをお場で、現時点ではお話をさせていただきます。ただ、将来的に、今、先ほど言いましたように、行政ニーズがどんどんどんどんサービスニーズが増えてきた中で、本当にそこで準職員を配置して、要するに組織が回っていくのかどうかというのは、これは的確に判断をしていかなければならないというふうに理解していますので、その辺は私はずっとその準職員をそこに置くという考え方ではなくて、そのやっばり時期、時期というか、的確に判断をして、臨時職員のところに正職員を要するにそこに設けるということもですね、今までやってきておりますので、これも引き続き内部の状況を見極め、事務量の要するに量を見極めながら対応していければというふうに思っていますので、ご理解いただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

町長の説明はわかります。今、予測のできないような災害が各地で起きております。そのときに、一番中心になるのは、小さければ小さいほど役場であります。役場職員が中心になって、そういうものに対処していくという、そういうものであります。ですから、私は本当にさっきも言いましたように、定数がずっと少ない、そういう中でやってきたこと自体が、本当はそうではなかったのではないかと、正職員をきちんと配置してやるべきではなかったかなというふうな思いでもあります。さっき、数字の話もされました。けれども、役場一丸となって、公債費比率も下がり、いろいろな意味で、町は他の町と比べても健全な運営をしている町だというふうに私は思っています。その中で、それを支える職員というのは、とても大事な存在です。町長は、町長はというよりは、この町は、移住、定住、交流という目指している町であります。そういった例えば臨時職員というか、準職員

の方がたまたま制度が変わって切られてしまって、何人かですよ、切られてしまって、じゃあ、大事なそこに知内の住民であるその職員も、もしかしたら、どこかに行ってしまうのではないかなというそういう心配もしながら、私は今の国の制度を見ながらですね、町長が言われている定数も少ないという中で、またさっき申し上げました、何が起きるかわからない、そういう今、町というか、国というか、世界の災害の状況でもあります。そういうときに、一番頼りになるのは、やっぱり役場を中心にした職員達の働きというか、動きでもあることは間違いないというふうに思うんです。ですから、できることならというか、私は是非、そういった意味での町民は多分、賛成してくれるのではないかというふうに思うんですよ。というのは、いつも元気でちゃんと勤めてくれる、そういう職員の姿を見て、町民は安心します。そういう意味でも、私はきちんとやっぱり定数に見合った、そういう配置を是非ともするべきだというふうに思っていますし、国の動向では、会計年度任用のそっちの方ではなくて、もう1つの正職員としての流れというのもひとつあります。それは6月議会で町長も答えておられました。国の流れとしては、もう1つは、正職員という、そういう流れ、民間でいえば非正規をやめて正社員にするという、5年間勤めたら正社員にというのは、そういう流れもあります。ですから、公務員としても、そこは準じてもいいのではないかというふうに私は思っていますので、是非、そういった意味で、準職員、臨時職員でも町民なんですよ。みんな、大切な町民です。ですから、そういう人たちをきちんとすくい上げる、そして、今まで私の見る限りでは、準職員の方、本当に正職員の皆さんと同じくらいの仕事をされているというふうに何人も見えています。ですから、そこはきちんと私はこの機会にやるべきだというふうに思っていますが、再度、何かあれば。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

先ほども答弁させていただきましたけれども、基本的に準職員の方をずっとという形ではなくて、先ほども言いました。そのやっぱり時期、時期に、そこに正職員を配置しなければならない、ただ、今は正職員がいて、臨時職員がいて、準職員という体制で、今、行政を運営させていただいております。ですから、否定はしません。準職員の人を要するに正職員でと議員言われますけれども、正職員の場合については、採用できちんと町村会の試験を受けるか、うちが独自でやっています自己アピールで要するに応募していただければ、準職員が5年勤めたから、すぐ正職員というのは、それは無理なんです。制度上。ですから、その辺は準職員で一生懸命頑張っていて、将来的に正職員にそこに就きたいんだと、知内町民のために頑張りたいんだという人については、試験を受けていただいて、そして、次、合格することによって、要するにその合格者から今、来年度も2人、3人の枠で採用ができるというシステムになっていますので、その辺は準職員の方で、どうでしょうかと、この職員については、正職員として是非という方については、町の方から試験を受けて挑戦してみてもはどうですかということも言わせていただいておりますので、その辺はきちんとフォローをしていければなというふうに思っていますし、今、切られたということを行っていますけれども、決して切るという話ではなくて、それは基本的に何年か勤めていただいて、そこをポストを要するに次の人に若い世代に要するに担っていただくという考え方もひとつあります。そんなことも含めて、今、行政運営させていただいてい

ますので、今、ご指摘いただいたことについては、否定は致しません。ただ、うちが今、運営している状況を今、どこでどういう形で要するに職員の定数条例に基づいて職員を採用していくかについては、私の責任でありますので、それはきちんと状況を見極める中で判断をしていきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

今の町長の説明はわかりました。準職員の方に声を掛けて、正職員のための試験を受けないかと、そういう声を掛けて正職員になった方もいると、そういうことであります。例えば準職員で5年、6年、7年、8年と勤めている方がいるとすれば、試験を受けるとなれば、まっさらな初任者と同じような試験で、今まで勤めた経験とか何かというのは、一切考慮に入れないというか、そういうことでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

職員採用の今、状況なんですけれども、従来まで町村試験の共通試験を合格して、50点以上取ると一次合格者、それで、第1候補が知内町、それから、第2候補がどこどこという願書に要するに町の希望を出すんですね。それで、知内町を希望している方については、渡島町村会から50点をクリアしたと、それ50点にラインを決めるかどうかというのは、副町長会議でそのラインがどういうふうになるかというのは、その年、年で違うんですけれども、一次合格者、その要するに学科試験を要するに合格した方々に知内町希望者について報告を受けるという今、仕組みであります。そんなことから、そのほかにですね、今、各自治体がやられているのが、社会人採用枠です。要するに社会人で経験した人方をやっぱり年齢層があります。うちもそうです。今、若い人方が多くなっていて、その中間層が少し手薄になっているという自治体については、社会人枠で要するに採用するというので、ですから、私も去年、一昨年、1人ずつ社会人枠で今、採らせていただいている状況があります。そんなことから言いますと、今、ご指摘いただいた準職員として5年要するに勤めていましたと。それは当然、それは社会人枠で応募はできます。それは基本的に知内町役場でこういうやっぱり事務を要するに消化したということは、それはもうきちんとその採用の中では大きなウエイトが占めてもいいのかなというふうに思っていますので、その辺も含めながら、いろいろと今、社会人枠を拡大しておこうという、私なりの考え方もありますので、要するに初任者でなかなかいい人材が要するに採用できなければ、それは要するに無理して採用するのではなくて、要するに社会人枠で経験のある人方を要するに採用するという今、方向でいきたいというふうに思っていますので、是非、準職員の方もですね、その社会人枠ということで今、進めておりますので、是非、その辺もチャレンジしていただければ、その5年なりの役場の事務というのは、当然、我々が評価できる方でありますので、それは全然問題ないというふうに思っていますので、当然、それは途中で採用した社会人というのは、給料の算定も社会人枠の成績、実績が全部加味されて、給料が決まるという今、仕組みでありますから、そんな形で対応していけば、準職員が要するに意欲を持って、役場職員ということで勤めたいということであれば、一切、

そこに要するにはじく考え方はありませんので、是非、そんなことも考えていければなどというふうには思っています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

すみません。今、くしくも町長がおっしゃいました。悪いことではないんですけども、当町は若い職員の方がたくさんいらっしゃいます。そういった意味では、社会人卒の話をされましたけれども、経験のある方もその中に入って、いろいろな層ができるんだろうなというふうに私も思っています。ですから、是非、今、町長がおっしゃった社会人卒も含めた中で、準職員の皆さんが試験を受けられるような、そういう手立てを取っていただきたいというふうに思って、質問を終わります。ありがとうございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

以上で、花井泰子君の追跡質問を終わります。

ほかに追跡質問ありませんか。

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

● 一般質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第9、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあった者により行います。

発言を許します。

9番、谷口康之君。

◎ 9 番（谷口康之）

「大野町政2期の評価と課題について」を質問させていただきます。

大野町政の2期目も残り半年を切りましたが、これまで2期8年、人口減少問題を最優先として、町長就任以来7つのまちづくりの柱を設定し、地域産業の振興や子育て支援、生活環境基盤整備などの施策を推進し、特に「知内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「第6次まちづくり総合計画」においては、「誰もが輝く定住・移住・交流のまち」を目指し、長期を見据えた持続可能なまちづくりを進めてきたところと感じています。

しかし、この10年の間に、わが町の人口は約4,400人と約1,000人も減少し、高齢化率は38.3%と10%以上も上昇しています。一方、15歳未満の年少人口は約400人と280人以上も減少し、全町民に占める割合も10%を下回っています。また、年間の出生数については30人を割り込む状況がここ最近続いております。

このような状況の中、2期8年間の町政についてどのように評価しているのか。また、町政を進めてきた中で、新たに生じてきた課題もあるものと考えているが、その課題解決のためにどのような手立てを講じる必要があると考えているのか、町長の考えをお伺いいたします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

お答えを致します。私はこれまで、多くの町民の皆様に参加していただき策定された、議会で議決を頂いております「まちづくり総合計画」を行政運営の指針として、町の諸課題の解決に向けた施策・事業の推進に鋭意取り組んでまいりました。

これまで進めてまいりました町政への評価につきましては、町民の皆様にご評価していただくものと考えておりますが、これまで取り組んでまいりました主な施策事業について説明をさせていただきたいというふう存じます。

何と言いましても、町の持続的な発展のためには地域産業の振興が重要であることから、関係団体等との意見交換を通じて、国の各種補助金、それから、交付金を活用して事業を推進してまいりました。特に、地域産業の維持発展のための「ものづくり産業振興条例」に基づく事業の実施や、担い手確保に向けて「地域産業担い手センター」の整備、農業振興では「幹線用水路等の整備」や「野菜集出荷施設再編整備」支援など、また、長年の懸案でありました、知内町国営土地改良事業については関係者のご努力のもと事業完了の道筋を付けることができたものと今、考えております。また、林業林産業の振興では、「森林整備」や「地域材活用支援」さらには「バイオマス熱源活用」など新たな取り組みを始め、漁業振興では、「カキ・ホタテの養殖施設」や「水産種苗育成センター」、「さけますふ化場取水施設」そして、さけ定置網の更新などに支援をしてまいったところであります。

少子化の中にあって子育て支援施策にも積極的に取り組み、高校生までの医療費の無料化や子ども交流センターの整備、知内幼稚園の建て替え事業着手など着実に事業を進めることができたものと考えております。

また、本町でこれまで進めてまいりました特別支援教育やインクルーシブ教育を実効性のあるものとしていくために、障がいのある子どもたちが学校卒業後も安心して自立した生活を送ることができるようにするための障がい者授産施設についても西南4町の拠点として町内に整備され、今後、更に農福連携や新たな就労の場の創出など発展的な事業展開が見込まれているところでもございます。

さらに、高齢化の進展に伴って、町民の健康増進のためプール・パークゴルフ場・スポーツセンターなどのスポーツ施設を活用した日常スポーツの振興を図り、高齢者の健康寿命の増進はもとより、町内でのスーパーマーケットの閉店に伴って、スーパーマーケット、コープさっぽろの誘致とデマンドバス運行など買い物利便性向上対策を講じることとして、一方では、介護を必要とする高齢者が増加していることから、生活支援事業の充実を図るとともに、グループホームの早期整備についても、今、協議を進めさせていただいているところであります。

これらのほか、新幹線開業に伴う交流拠点として、かき小屋知内番屋、それから、新幹線展望塔の整備などの交流人口増加対策を始め、町民皆様の生活基盤確立と福祉の向上のため、各般にわたり数多くの施策事業を取り組み、着実に成果があったものと考えているところであります。

しかしながら、議員ご指摘の今、人口減少、少子高齢化が進んでおり、日本全体が人口減少社会に突入して10年を経た中で、人口減少や少子高齢化の進行スピードを何とか鈍化させたい、そして、本町産業を維持存続発展していくために、まだまだやらなければならないことは数多くあるというふうに今、考えているところであります。

とりわけ、定住人口の維持対策、移住・交流人口の増加対策など本町の産業特性や地域

特性を最大限活用しながら施策を展開していくことについては、まだ道半ばと考えているところであり、ご理解をいただければというふうに思います。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

今、答弁を頂きまして、ありがとうございます。当町がこの部分でですね、やはり今まで農林漁業、いろいろな形で産業団体に対しても、いろいろな施策を講じてきたわけでございます。私は今までの事業展開に対しては、ある程度評価したいと思います。ただ、やはり今まで2期8年やってきた中で、やはりこの部分についてはですね、私はまだ町長の言いましたように、成果が上がってきているのかなという部分に対してはね、私はまだ入り口からちょっと進んだような段階ではないかと我々、議会思っております。これからはまず、これを如何にしていいような形に、結果に結びついていかせるのか、それから、持続可能な長期の成長に対して向かっていくのかということに対しては、なかなかこれからまだ町長の今の答弁の中では、まだ曖昧な部分であって、もう少し具体的な形でですね、これからの長期のうちの町の発展を考えるのであれば、もう少し具体的にどのような形でこれを課題、それから、評価もあるでしょうけれども、そういう部分についてのもう少しある程度、具体的な形で説明していただければなと思うんですけども、どうでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、前段で2期8年の取り組み状況について、答弁させていただきました。しかし、今、道半ばということをおっしゃっていただいたのは、まだまだ持続、発展するためには、課題が多いなという思いで答弁をさせていただきました。それで、今後、どんな形でまちづくりをとということでの再質問でありますので、少し触れさせていただければというふうに思いますけれども、当然、事業を実施するにあたっては、財源が必要であります。それで、私は、町職員40年勤めさせていただいて、25年財政を携わらせていただいて、その経験を今、最大限に生かしている、そして、できれば、賢く国の補助金、それから、交付金を使って事業を展開できればなという思いで、行政運営をさせていただいているところであります。そんなことから、今、大きな課題としてあげられるのが、知内幼稚園の改築であります。そして、国営土地改良事業に道筋を付けさせていただきましたということをおっしゃっていただきましたけれども、この財政負担というのは、相当、町にとっては大きな要するに課題というふうになるろうというふうに思っています。そんなことから、先般もある議員から一般質問がありまして、将来的に今、そういう大きな事業を展開するにあたって、財政の硬直化を要するに招かないのかなという質問も頂きました。そのときに言わせていただいたのは、確かに今、有利な過疎債を活用したとしても、要するに実質公債費比率が上がります。公債費比率も上がります。その反面、知内小学校の建設、これは過疎債を活用させていただきました。そのほかに公営住宅の建設等についても、この公営住宅の起債というのは、諸にその指標に跳ね返ってくるということでもあります。そんなことが今、確かに大きな事業で新しい起債を発行するという形になりますけれども、反面、大きな今までの未償還の償還額が解消されるということでもありますので、最大でも15%程度、一時は25%を超えて、財政の健全化ということに取り組ませていただきましたけれども、そ

んな今、状況になっているところであります。そのほかに知内町のまちづくり産業の活性化、それから、高齢化対策の喫緊の課題の解決に向けて、今、いろいろと取り組まなければならない課題が多いということを言わせていただいております。ただですね、今、人口減少が続く中で、しからば、どういう施策を今、打たなければならないというのは、なかなか厳しい状況でありますけれども、人口減少に伴う行政のスリム化、それから、効率化、これは本当に積極的にというか、もう当たり前に行政の機構の見直し等も進めていかなければならないのかなということも1つあります。そんなことも含めて、ますます多様化、複雑化、専門化、高度化する要するに住民ニーズに応えるがために、専門的なそして、かつ、きめ細やかな行政を進めることが求められているのかなということも今、考えているところであります。そんなことから、この2期8年間、町政を担わせていただいた私には、これをいろいろと課題をやり遂げなければならない使命と責任があるというふうに今、考えているところであります。既に後援会の役員の皆様方から引き続き町政を担うようにということで要請も受けておりますので、町民皆様の幸せとふるさと知内町の振興発展のために、一意専心、全力で努力してまいりたいというふうに、今、考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

今の町長の答弁を聞きまして、これは第3期目に向けた立候補表明なのかと私は理解しております。そこで、町長にお伺いしたいんですけれども、先ほど言いましたように、費用対効果ということで、やはりうちの町だって限られた財源でいろいろな事業展開をやるわけでございます。確か今回の決算審査にもありますように、基金を約3億1千万円くらい確か取り崩しているんじゃないかと思うんですけども、そういう部分でですね、やはりうちの町でもそういう限られた財源をですね、町長に今更言うのも何ですけれども、最小の金額で最大の効果を発揮してもらいたいということで、これについてもやはり財政を考えながら、そして、町の活性化というものを鈍らせないように、難しいかじ取りになるのかなと思うんですけれども、それをきちんとやっていただければなと願っております。また、今、言いましたように、人口減少問題についても、私もこれも本当にうちの町の最大の懸案なのかなと思うんですけれども、4年前にも同じような形で私、質問させていただきました。そのときも私も町長の答弁書にありますように、人口減少というものははっきり言って私も絶対免れないのかなと、ただ、その人口減少のスピードですよね、今、町長の答弁書にありますように、私も4年前に言ったときも、やはりそれを如何にして遅くというか、人口の減少のスピードを如何に緩く、遅くなるような形で、今のこのあれをどのような形で、私も向かってやっていけばいいのかということは、私も答えということはなかなか難しい。町長もこれに対して、本当に苦心をしているのかなと思うんですけれども、これについてですね、やはりこれからも誠意努力してもらいたいと思うんですけれども、もし、あるようでしたら、もう一度、答弁お願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

人口減少対策、大変大きな課題であるというふうに認識をしております。ただ、それは

避けて通れない1つの大きな課題であろうというふうに思っています。その1つが、今、定住、知内町に住んでいただいた人が要するに町外に転出をしないように、さらには町外から知内町の町を理解していただいて、知内町に移住をしてきていただく、そんな今、取り組みを要するに辛抱強くというか、やらせていただいております。確かに今、出生数が落ちております。そんなこともきちんと捉まえた中で、若い人方が知内町に要するに戻ってきていただく、それから、移住していただく、そんな取り組みというのは、絶対これから町の喫緊の課題というふうに理解をしております。それで、今、私なりに任期8年の中で施策として展開をさせていただいているのは、やっぱり定住施策、産業を考えた場合に、一次産業でありますので、要するに担い手の確保というのは、大変重要な1つの課題になるんだろうと思っています。その考え方から、担い手センターを建築をさせていただきました。これは町の責任として。ただ、それは町が要するに施設を建てたからって、それは担い手の人方がどんどんどんどん集まるといふ今、仕組みではありません。ですから、農業部分、それから、漁業部分、林業部分、町全体の産業をこれから維持するための1つの考え方で、各関係機関の皆様方にご理解を頂いて、協議会も設立をさせていただいているところであります。そんなことから、その担い手センターを核とし、それから、知内町の地域産業の担い手対策連絡協議会を1つの連携をしながら、知内町の将来、持続が可能なような担い手を是非、作っていければなというふうに今、思っているところであります。幸いにして、1回高校を卒業した人方が町を離れるんですよ、そういう状況というのは、私も何回か高校に行ってお話させていただくんですけども、やっぱり1回卒業したら町を離れたいと。でも、そういう人方が今、間違いなく農業後継者として知内町に戻ってきているのも現実であります。事実であります。そんな人方にも要するに希望を持っていけるように、いろいろと今、農業振興、漁業振興、林業振興やらせていただいておりますので、それを是非、継続していければなというふうに今、思っております。

それと、定住施策で一番やっぱり課題になるのは、高齢化が進むことによって、高齢者の皆様方が本当に安心して、知内町で生活を送っていただけるかということが大きな課題であるというふうにも思っています。そんなことから、町民の皆様方が本当に多くの要望を頂いておりますスーパーの誘致、今回、コープさっぽろさんに来ていただくということでもありますものだから、すごく町民の皆様方から町長、よくというふうな話も聞いておりますので、その辺は1つ、解決、クリアできたのかなというふうに思っていますし、それと、デマンドバスです。これは議会の皆様方にもお話をさせていただいておりますけれども、実証試験をやりました。ところが実証試験をやったんですけども、余りその効果、要するに上がってきていないという今、現実もあります。それで、やはり買い物をする人方が、1つの店舗が開設することによって、そこで要するに集まっていただける、そして、イトインの施設を設けることによって、そこで時間を要するに消化して、そこで町民の人方のコミュニケーションが生まれるというシステムを何とか作りたいということで、コープの方にもお願いをして、そんなことも今、実現をしていただくということになっていきますので、その辺も町内を循環するバスの運行、これを是非、コープさっぽろの開店に合わせて、議員からも一般質問でご指摘いただきましたので、今、調整をさせていただいているところであります。

さらには、移住です。知内町に興味を持った人方が、知内町に来ていただく、そんな施策というのは、絶対大事なんだろうというふうに思っています。本町の地理的特性、そし

て、町が今、持っている特性を最大限生かして、移住促進を継続して進めていければと。その中で来ていただいた人方が産業の担い手になっていただくということが、一番ベストであろうというふうに思っていますので、移住促進だけでなく、来ていただいた人に産業の担い手として担っていただく、そんなこともですね、考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

そして、もう1つは、私がずっと進めております交流施策です。スポーツ交流の拡大によって、スポーツ大会の誘致、先般も中学校の全道大会開催させていただきましたし、8月6日から高校野球の交流大会も実施をし、初めて今回、松前、福島、知内、木古内、4町の連携で事業を実施して、17チームが来ていただいて、各町に宿泊していただいたという1つの大きなスタートになれたのかなというふうに思っていますので、町外から来ていただく、そういうことではなくて、町民の健康維持のためにもスポーツというのは絶対有効な手立てだというふうに思っていますので、これからも是非、町民の皆様方に健康になっていただくためのスポーツ振興に取り組んでいければなというふうに思いますし、将来的には知内町スポーツ都市宣言を私の公約として掲げさせていただいておりますので、何とか実現できればなというふうに今、考えておりますので、ご理解いただければというふうに思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

2問目に移らせていただきます。

「胆振東部地震による大停電の影響について」を質問させていただきます。

北海道で初めて観測された震度7という極めて大きな胆振東部地震により、被災地域はもとより、地震による被災を免れたわが町を含む道内全域にわたり、かつて経験した事がない大停電が発生し、経済活動上における被害や日常生活における不自由を多くの住民が体験する事態となりました。

そこで次の事について、町長の考えをお伺いいたします。

- ①町内の農・林・漁及び商工業者等における経済活動上の被害状況及び損害額などについて調査した上、今後の対策につなげていただきたいと思いますと思うが。
- ②13町内会において避難所が開設されました。その開設・運営については町内会等との連携が重要なものとするが、問題なく開設・運営されたかどうかについて評価・検証しているか。
- ③長時間の停電状態が続き、他の自治体においては様々な正確でない情報が伝わったと聞かされています。そこで、わが町において、住民の方々に必要かつ正確な情報が伝達されたかどうか検証しているか。また、その情報伝達の方法等について、更なる改善をする考えがないか。以上でございます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

まずは、このたびの胆振東部地震で亡くなられた方々に、心からお悔やみを申し上げます。また、被災された多くの方々には心からお見舞いと一日も早い復興をお祈りし、知内町と致しましても、できうる限りのご支援をさせていただきたいというふうに考えている

ところであります。先般、北海道から要請がありました。被災地に職員を派遣していただけないかという要請がありましたものですから、今、うちの職員2名を派遣をするということで、北海道と調整をさせていただいているところでありますので、補足説明とさせていただきます。

それで、ご質問いただきました、今、胆振地方を中心に大きな被害がありました。被災地から遠く離れた本町を含む道内全域が一斉に停電という過去に経験したことのない事態となり、ライフラインの一つである電気が長時間にわたり停電して町民の皆さんの生活にも支障を来し、経済活動にも大きな影響が出たところであります。

ご指摘の1点目の町内の農・林・漁及び商工業者等における経済活動上の被害状況及び損害額などについては、現在調査中ではありますが、特に冷蔵・冷凍の原料や製品、それから、商品を取り扱う業種にあつては、直接的な被害は相当大きいものと考えておりますし、大きな動力を必要とする業種にあつても、休業を余儀なくされるなど、直接・間接の被害・損害額は相当になるものと考えております。このような事態を受けて、関係団体等との連携のもとで対策について取り組みをしなければならないものと今、考えているところであります。

2点目の避難所の開設についてであります。このたびの地震による全町停電に際して、復旧の見通しがなく高齢者等による在宅での生活に不安を感じている方々に対して、避難所を開設して不安を少しでも取り除いていただくこととして、さらには食事等の準備もままならない方々に対しても炊き出し対応をすることとしたところであります。町からの要請に対して、町内13町内会の会長をはじめとして役員関係者には、大変ご協力を頂きました。9月6日には13町内会の会長に連絡の上、午後5時から13町内会と町民センターの14箇所の避難所を開設致しました。これは、前段の行政報告でも報告をさせていただいたとおりであります。これほど全町一斉の長時間にわたる停電は初めての経験であり、町から町内会長への避難所開設の相談や連絡が遅れて、結果として、初日の避難所開設が午後5時と遅くなって、町民の皆様にももっと早くに周知対応すべきであったと考えておまして、これらの点については、今後この反省を生かして対応をさせていただきたいというふうに思っているところであります。

3点目の情報伝達の件であります。町民皆さんへの必要な情報は、逐一、防災行政無線を通じてお知らせをさせていただいたところであります。町には誤った情報等の伝聞については直接的にはお聞きしておりませんが、町としましては、必要な情報をどれだけ早く正確に伝えるかということに努めたものの、このたびの停電に関しては、テレビ報道等の情報が先行して、肝心の北海道電力からの情報が十分ではなく、結果として町民の皆様への復旧見通し等をお知らせするに至らなかったことから、北海道電力福島営業所長、知内発電所長に対して強く申入れをしたところであります。

また、一般家庭の防災行政無線の戸別受信機も通常は家庭用の電源に接続しているために受信できておりましたが、今回の停電で電池に切り替わった際、受信できない状況があったとお聞きしておりますので、電池の状況もきめ細やかに確認することについても町民皆さんへの周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きますよう、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。今、答弁させていただきました。1つの教訓としていろいろと今後、こういう事態は起こってはならないことでもありますけれども、これだけ災害が多く続きますと、何あるかわかりません。それで、今回、

本当に町内会の皆様方に協力していただき、避難所を開設していただき、更にですね、そこで課題が出てきておりますので、幼稚園の新築のときにも避難所としてという議員協議会でもいろいろとご意見も頂きましたので、再度、町内会の体制を見直をして、対応をしなければならないものについては、新年度予算でその部分を予算措置をさせていただければというふうに思っていますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思いますし、さらには電気が復旧して、すぐ次の日に節電の要請に知内火力発電所長、それから、福島営業所長さんが来て、何とか防災行政無線を使って、町民の皆様方に節電を呼びかけていただけませんかという話がありました。ずっと何回も電話をさせていただいて、町民からの連絡を頂いて、復旧の見通しを町民の皆様方にお知らせをしたいという思いから連絡をするんですけども、全く誠心誠意対応していただけなかったということもあったものですから、節電目標というのは、今、北海道全体で20%と、こんな経験がないので、これは道民の皆様方が協力してやることでないのでしょうか、皆様方から要するに言われて節電をするという話にはならない、それは町がきちんと20%を要するにクリアするがために何をやらなければならないかというのは、皆様方から指摘をされる前に内部でやらせてもらいますということも実は言わせていただいて、どうしてもっと情報を早くいただけなかったのでしょうか、だから、うちらとしては、3時間後に、5時間後に復旧するという情報じゃなくて、今晚一晩何とか我慢していただければ対応しますという情報でいいんですよと、そんなこともですね、強く言わせていただいておりますので、今回の要するに地震での停電というのは、北海道電力もこれからきちんと対応を検証しながら、何が課題であったかというのは検証しながら、きっと対応していただけるというふうに思っていますけれども、町としても、万が一あった場合に、どんな要するに対応をしていけばいいのか、再度、今、検証をさせていただいて、対応をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

今、町長の方から答弁を頂きました。1点目の損害額とか、こういう部分について、今、町長がおっしゃいましたように、私もまだちょっと時間が足りないのかなと思って、もし、今後ですね、いろいろな団体の方に話を聞いて、できれば、どのくらいの損害額だとか、そういうものについて、正確な数字が出たら、もし、あったら、お知らせ願いたいと思いますので、よろしくお願いを致します。

そのほかについてですね、やはりこういう部分になりますと、やはり産業団体の方々だけでなく、やっぱりその部分についての損害額だとか、補償だとか、それから、こういうための対応するために、今後、自分たちで何か対応策を考えたときに、町の方でもそういう形でいろいろな形の相談を乗ってくれるというか、いろいろな形で積極的に発言をしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いを致します。

また、2点目ですけれども、13町内会に開設した部分になりますけれども、なかなかこうやっぱり町内会の方々でも、いきなりああいう形になりますと、スムーズな意思疎通というものができないのかなという部分があるんですけども、この辺についてもですね、今回の災害は、私は不幸中の幸いで、9月6日、7日ですから、はっきり言って、季節的に暑くもなく、寒くもなく、本当に私たちもそうですけれども、そんなに寝るにはそん

なに不自由なく、寝るには寒いとか、暑いとかということなくて寝ることには寝れたものですから、これがですね、やはり春夏秋冬の真冬ということになりますと、本当に危険な状態もあるのかなということ、これについてもですね、やはり今のこの部分について、町としても、町長言いましたように、いろんな形の部分を想定してですね、やっぱり今後のうちの町の対策とか、対応の部分について生かしてもらいたいと思うんですけども、その辺についても、またよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、3番目のこの部分についてですね、やはり今、町長が言いましたように、北電さんの方からも本当に正確な情報が入ってこないということで、私もうちのお客さんが来たときに、やっぱりこういうものに対してやっぱり一番、我々一般町民は、まず、役場に電話を掛けてですね、今、どうなっているんですかと、そして、これはどのような形で、まず、解決してもらえるんですかと、そういう私は町が一番重要な役目を担うと思うんですね。この辺について、北電さんが今、全然そういう情報を発信してくれなかったということで、函館とかあっちの方ではもう何か電気が消えた時点で、水道水がもう止まるだとか、油ももうなくなって入れられなくなるとかって、そういういろんな形の変な情報が飛び交っているというような事態が発生していると聞いたものですから、その辺についても、もし、お答えできるようでしたら、どんな形にするような形で考えているのか、もし、あるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

地元の企業でありますけれども、三洋食品さん、それから、東沢水産、それから、秋元水産、北海道電力発電所があるお膝元が一番最後に電気がついたという状況であります。知内町、3系統なんだそうです。国道挟んで山側と大橋を挟んで、そういう今、3系統で、その一番、元町、前浜、涌元谷地、それから、涌元、小谷石が一番最後に要するに電気がついたということでありまして。それで、被害額については、今、議員指摘のとおり、今、調査をしております。ただ、簡単にですね、冷凍の大物が要するに電気が通らなくなって、どのくらいの割合でそれが使えなくなったのか、果たして、溶けたけれども、それを再度、要するに商品として使えるのかどうか、これは今、来週、今、三洋食品の社長さんが見られます。それで、7日の日にどうしても町長の方から北電に要請していただけないかということで、知内工場長と取締役2名が来ました。それはなぜかという、三洋さんが1日延びることによって1億円の損失なんだそうです。ですから、たまたま今、10時につきましたけれども、あれが一昼夜要するにつかなかつたら、1億円の損失が出るという、そういう危機感です。それで、要するに企業の存続にも影響があるということなので来まして、副町長にその状況を説明して、副町長から私、聞いて、すぐ営業所長に連絡して、幸いにして、10時ちょっと過ぎに電気が通りましたからね、一安心をしているところでありますけれども、そんな今、状況であります。それで、1つの今、課題が見えてきたと。私は三洋食品というのは、冷凍食品、冷凍を扱っていますから、当然、それは発電機を持っている企業だというふうに思っていました。ところが、持っていなかったんだそうです。ですから、今回の1つの教訓を生かして、自前で要するにきちんと発電はできるような、そういう今、取り組みをしなければならないということで、要するに工場長もお話をしていました。それから、東沢さんと秋元さんについては、冷凍車があるんですね、だから、工

場でどうしても間に合わないものについては、冷凍車に入れて、何とかクリアしたということみたいであります。ただですね、いろいろと先ほども言いました。町としても、要するに今後、対応しなければならないものもありますし、それから、ニラの集荷場、あれも要するに電気止まって、冷凍が要するに使えないとなっていて、ドライアイスで何とか要するに温度を上げない。それで、早く渡島知内はつきましたので、そんなに被害がなくというか、商品を廃棄しなくて何とか済んだということも聞いていますので、いろいろとその辺は1つの今の経験を生かして、次の対応というのはきっと出てくるのかなと、各企業の皆様方が。そんな思いもしていますので、その辺もきちんと連携をしながら、万が一、こんなことがあって、被害額が大きくならないような対応を行政としても指導していければなというふうに思っていますので、ご理解いただければというふうに思っています。

◎ 議 長 (伊藤政博)

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

わかりました。特に今回の部分について、2点目の避難所の部分ですね、やはり先ほども言いましたように、時期的に幸いしているのかなということなんですけれども、ただ、やはり避難所を開設する、答弁書の中にもありますように、やはり高齢者とか、弱者対策ですよ、今、この部分で、そんなに1日2日の部分で、そんなに先ほども言いましたように、暑くもなく、寒くないということで、そんなに際だった、早急に急ぐようなことではないと思うんですけれども、ただ、やはりさっきも言う、真冬とかそういう部分ですね、やはりこれからですね、この部分についてですね、やはり13町内会の部分ですね、やはりどのような方がどのような形で、独居老人の方もいますでしょうけれども、そういう弱者に対する人数の把握だとか、場所とかそういう形で、やはりそういう方々に対しては、きめ細かく声がけをしてやるとか何とかって、そういう部分をやはり町としては早急な課題として、私はこれから重要になってくるのかなということ、今後ですね、そういう部分についての検証をしてですね、把握して、ある程度、対応策というものをちょっと考えてもらいたいと思うので、もし、あるようでしたら、もう一度、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

先ほども今、今回のいろいろと課題を検証し、さらには町民の皆様方が安心して各町内会に避難できるような態勢が本当にベストなのかということを検証させていただきたいということをおっしゃっていただき、さらには、もし、それに不足するのであれば、新年度予算にそれを盛り込みたいということもさせていただいております。それで、台風21号から地震ということで、連続であったものですから、実は21日に各町内会と連絡をしまして、避難場所を開設をさせていただいて、小谷石の例でありますけれども、私も10時半くらいに各町内会を避難をしている人方の状況を要するに確認をするために、出向かせていただきました。そのときに言われたのが、小谷石、矢越山荘、こんなですね、厚さないんです、敷物があるんですよ、それで、小谷石の高齢者の皆様方が、町長、この敷物であれば、なかなか体に負担が大きいんですよと、それで、何回も避難しているから、自分で要するに毛布を持っていたりしているんですね、それで、今、議員が指摘言うように、

9月であったからそれで済むんですね。これ真冬であったらそしたらどうなのかということはありませんよね、だから、それはすぐ帰ってきて副町長に小谷石の矢越山荘で、マットは用意しているけれども、本当にベストなのかということも今、そして、新しい今、避難場所に対応する要するに災害備品というか、良いものが出ていますので、これもちょっと今、検討をさせておりますので、是非、そんなことも含めながら、ですから、今回、避難をされる、自主的に小谷石町内会というのは、災害の経験があるものですから、もういち早くこちらから連絡する前にもう33名待機していますよという連絡も受けていますし、そんなことを含めながらですね、今回の要するに経験を無駄にしないように、町民の皆様方が安心して、そして、不便を来さないように、町としてどんな体制を組めるのかということ今、真剣に検討していますので、ご理解いただければというふうに思っています。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで、一般質問を終わります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今議会に上程しております議案11件、認定7件、報告3件について説明をさせていただきます。

議案第1号は、知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてであります。知内幼稚園を改築するためあたり、本計画を変更するものであります。

議案第2号は、知内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、これまでのごみ処理手数料を一部変更するための条例改正であります。

議案第3号は、平成30年度知内町一般会計補正予算(第5号)についてであります。歳入歳出に8,179万8千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,728万3千円とするものであります。補正の主な内容は、農業振興施策等整備事業補助金として1,720万円の追加。水産生産基盤整備事業負担金中ノ川地区天蓋施設の町負担として1,600万円の追加。新技術強化型係留管設置事業補助金として1,051万5千円の追加。地域材活用住宅助成金として710万円の追加。農地耕作条件改善事業工事として523万5千円の追加が主なものであります。

議案第4号から議案第8号は、知内町国民健康保険事業、知内町後期高齢者医療、知内町介護保険、知内町公共下水道事業、知内町農業集落排水施設整備事業の5特別会計の平成30年度補正予算であります。補正の主な内容につきましては、いずれも平成29年度決算に伴い5会計、合わせて1億4,348万9千円を追加補正し、5特別会計の予算総額を15億3,507万3千円とするものであります。

議案第9号は、かき小屋知内番屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてと議案第10号、知内町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例については、いずれも地方創生拠点整備交付金事業で整備する牡蠣飯弁当製造施設とパン製造施設の設置及び管理のため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第11号は、町道路線の認定については、町道認定要件に合致したことから、新たに渡島知内2号線を町道路線に認定するものであります。

認定第1号は、平成29年度知内町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。認定第2号から第6号まで、知内町国民健康保険事業、知内町後期高齢者医療、知内町介護保険事業、知内町公共下水道事業、知内町農業集落排水施設整備事業の5特別会計の平成29年度の歳入歳出の決算認定についてであります。認定第7号は、平成29年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

報告は3件であり、報告第1号は、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。報告第2号は、株式会社スリーエスの業務報告について。第3号は、平成29年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価についてであります。

議案の内容につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。以上であります。

● 議案第1号 知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第1号、『知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 眞）

議案第1号、知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

知内町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更につきましては、基本的に現在、町の振興発展や教育の振興など、様々な事業に取り組んでございます。その事業の財源として過疎債の充当を可能とするための変更でございます。

内容につきましては、説明資料でご説明をしたいと存じます。お手元の予算説明資料見出し1をご覧くださいと存じます。よろしいでしょうか。区分5の「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」のところの事業名（4）認定子ども園、事業内容に「認定子ども園整備事業」とありますが、これを削除をしていただき、左側の方ですね、削除をしていただき、区分7の教育の振興のところの（1）現況と問題点のカタカナのアの幼児教育の左側が変更前ですが、本文3行目、ちょうど表の中段の表であります。本文3行目の「また、施設の老朽化、少子化による入園児減少等に鑑み、」それ以降をすべて削除をしていただき、今度、表の右側をご覧くださいと思います。変更後でございます。ここにアンダーラインを3段目から途中からアンダーラインを引いてございますが、「しかし、園舎は昭和51年の建設から40年以上が経過し、老朽化が著しいため、

大規模な改修整備が必要となっている。更に今後は少子化による入園児の減少や幼児教育・保育ニーズの多様化に対応するため、幼稚園機能と保育園機能を併せ持った施設の運営体制について検討を進める必要がある。」というふうに変更するものでございます。合わせて、その下の表でございます。(2) その対策というところで、左側の変更前、①のところに「幼稚園、保育所の統合に伴う整備を検討する。」というふうに記載してございますが、右側の方、変更後をご覧になっていただきたいと思います。①として、「幼稚園、保育所の一元的な運営体制について検討を進める。」とし、②で「幼稚園の整備を図る。」というふうに変更して、以下、番号を1つずつ繰り下げるものであります。同様に1番下であります。(3) の計画であります。自立促進施策区分6の教育の振興のところの事業名(2) 幼稚園、事業内容に「知内幼稚園整備事業」と追加するものであります。なお、一番上の表と一番下の表、それぞれ変更前、変更後のところの見出しのところ、自立促進施策区分というところで字が切れております。ここをすべて4箇所ございますけれども、自立促進施策区分ということで分けるという字を追記しておいていただければというふうに思います。以上、説明させていただきましたが、内容については、幼稚園整備の財源として過疎債の充当を可能とするための計画の変更でございます。説明は以上です。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

議長からお願いがあります。説明資料で、変更後アンダーライン、どこが変更したのかわかるけれども、変更前も普通はアンダーライン入れて、この部分がなくなりますとかになるので、今後、そのようにしてください。お願いします。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 知内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第11、議案第2号、『知内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

議案第2号、知内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。
知内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

次のページになります。知内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

知内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、予算説明資料見出しナンバー2、生活福祉課関係の1ページの新旧対照表でご説明致しますので、お開きください。今回の改正につきましては、以前より高齢者や障害者の方々から、ごみ出しの際に袋の重量がかさばり大変苦慮されていることから、燃えるごみ袋、現行45Lに新たに20Lのごみ袋を作成し、利用していただくため、ごみ袋の容量及び手数料について、条例の一部を改正するものでございます。改正の条文は、第10条中、下線ありますように、「次に掲げる」を「別表第1に定める」に改めまして、同条各号の（1）を削除するものでございます。ごみ袋の容量及び手数料等につきましては、従来条文に記載しておりましたが、今回、新たに作成するごみ袋20Lを追加することに伴いまして、廃棄物の種類ごとに容器の容量及び手数料等を別表として取りまとめたものでございます。また、今回新たに作成する20Lのごみ袋は、手数料として20円、従来のごみ袋の手数料につきましては、据え置きとしております。

議案に戻りまして、1ページをお開きください。附則と致しまして、この条例は、平成31年1月1日から施行する。以上で説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

今回、燃えるごみの部分で、我々議会の方でかなり言ってきたんですけれども、これです、今、言いますように、資源ごみのビンとか、ペットボトルとかで、ビンの部分ではかなり45L重たくなるというようなことも聞いていますけれども、これから、もし、そういう形で、こっちの方まで要望で小さい袋が可能か、できないのかというような要望があったら、そういうような対応は考えておりますか、どうですか。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。只今、議員からのご質問のとおり、ビンにつきましては、重量がかさばるということで、前に全員協議会なり皆さんのご意見もありましたので、今回は20Lの袋ということで、燃えるごみについて対応しましたが、今後、皆さんの意見を聞きながら、ビンにつきましても、その他ごみ資源につきましてもですね、袋の容量等、住民の皆さんの意見を聞きながら、今後、検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩致します。

再開は、2時40分と致します。

(休憩 午後 2時25分)

(再開 午後 2時40分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開致します。

● 議案第3号 平成30年度知内町一般会計補正予算(第5号)について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第12、議案第3号、『平成30年度知内町一般会計補正予算(第5号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長 (網野 眞)

議案第3号、平成30年度知内町一般会計補正予算(第5号)についてです。

平成30年度知内町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,179万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,728万3千円とするものです。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

地方債の補正です。第2条地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

例によりまして、歳出からご説明を申し上げます。13ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に107万6千円を追加し、5,379万5千円とするものです。内訳と致しまして、11節需用費に9万7千円と12節役務費に7千円のいずれも追加であります。これは防災無線取扱いのため、特殊無線技士研修受講料と免許申請手数料であります。また、13節委託料に地方公務員法及び地方自治法の改正により、平成32年4月から会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、関係条例規則の整備をはじめ、事務処理マニュアルの策定が求められることから、会計年度任用職員制度導入委託業務委託料として97万2千円を追加するものであります。

14ページです。3目財産管理費に115万8千円を追加し、6,909万9千円とするものです。内訳と致しまして、13節委託料に昨年10月オープンの北島三郎ギャラリーの展示品の使用許諾の更新等に掛かる費用として91万8千円の追加。18節備品購入費にスポーツセンター設置の自動体外式除細動器更新、AEDでございますが、この更新分で24万円の追加であります。

15ページです。9目交通安全対策費に8万円を追加し、438万9千円とするものです。11節需用費に交通安全車冬タイヤ購入費として8万円を追加するものであります。

次のページ、16ページです。12目自治振興費に162万円を追加し、1億2,788万2千円とするものです。19節負担金補助及び交付金に道道小谷石渡島知内停車場線の災害防除工事での北電柱移設工事に伴い、光ケーブル移設負担金として162万円を追加するものでございます。

17ページです。15目諸費に113万2千円を追加し、163万2千円とするものでございます。23節償還金利子及び割引料に法人住民税確定申告に伴い、過年度納税額に還付が生じることから還付金として113万2千円を追加するものであります。

次に少し飛びます。32ページをお開きいただきたいと存じます。9款消防費、1項1目消防費に11万2千円を追加し、2億886万円とするものでございます。19節負担金補助及び交付金に渡島西部広域事務組合負担金の負担率の変更に伴い、11万2千円を追加するものでございます。

33ページです。2目災害対策費に130万円を追加し、1,190万4千円とするものです。3節職員手当等に災害対応にかかる職員の時間外手当、管理職特別勤務手当として合わせて130万円を追加するものであります。

以下、各課におきましては、各課長から説明を致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

それでは、生活福祉課関係をご説明致します。18ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費から131万6千円を減額し、1億1,219万3千円とするものです。内容は8節報償費に高齢者の集い講演料と致しまして、不足と見込まれる額10万円を追加、19節負担金補助及び交付金から平成29年度後期高齢者医療給付費の額の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合負担金187万2千円を減額。28節繰出金で、後期高齢者医療保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修にかかる経費などにより、45万6千円を追加するものでございます。

次に19ページです。4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に213万3千円を追加し、1億3,530万1千円とするものです。内容は13節委託料に知的障害児に対する支援で、日中において看護する保護者等がいない児童を一時的に預かる日中一時支援事業と致しまして、今回、対象者1名の申請があったことから、42万6千円を追加。23節償還金利子及び割引料に障害児入所給付費国庫負担金から障害者医療費道補助金まで、いずれも平成29年度事業実績による額の確定に伴い、返還金として追加するものでございます。

次に20ページでございます。2項児童福祉費、2目児童措置費に14万2千円を追加し、1億2,467万5千円とするものです。内容は、23節償還金利子及び割引料に子

どものための教育保育給付費道負担金及び児童福祉交付金で、いずれも29年度事業実績による額の確定に伴い返還分として追加するものでございます。

次に21ページです。4款衛生費、2項1目清掃費に97万1千円を追加し、1億4,129万円とするものでございます。内容は11節需用費に新たに制作する20L用ごみ袋の製版及び作成費用と致しまして14万円、ごみ出しの分別を徹底するためごみ出しにおける分別ガイドブックを作成する費用と致しまして、65万円をそれぞれ追加し、19節負担金補助及び交付金では、渡島西部広域事務組合負担金の負担率の変更に伴い、18万1千円を追加するものでございます。以上で生活福祉課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

続いて、産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

私の方から産業振興課関係の補正予算について、ご説明致します。22ページです。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費に1,812万3千円を追加し、7,061万円とするものです。これは19節負担金補助及び交付金で、施設園芸ハウス栽培拡大事業補助金として17万3千円を追加。これは新規作物への経営転換を図る生産者に経費の一部を助成するものです。次に農業次世代人材投資資金として75万円を追加、これは新規就農直後の経営確立を支援するものであります。更にこの度、北海道の内定を受けたことから、地域づくり総合交付金事業の農業振興施設等整備事業補助金として1,720万円を追加。内容につきましては、ニラ栽培用温風機27台とニラ移植機16台、ハウス管理用除雪機4台を導入するものであります。それぞれの詳細につきましては、説明資料見出し3の産業振興課の1ページから3ページを後ほどご参照願ひます。

次に23ページ、4目農地費に1,004万8千円を追加し、4,257万9千円とするものです。これは13節委託料と15節工事請負費に農地耕作条件改善事業で、国営農地造成地の整備に新たな除礫を要する箇所があることから、この度、国から追加の配分が受けられことになったものから補正するものであります。更に15節工事請負費で小規模土地改良事業工事として460万円を追加するもので、内容につきましては、説明資料の見出し3の4ページをお開き願ひます。説明資料見出し3の4ページです。これは地域づくり総合交付金事業の小規模土地改良事業という道の事業で行いまして、事業内容につきましては、ムズルセ第3排水路ということで、5ページの方に図面が載っておりますけれども、おいで橋の手前の上雷よりの青く塗ったところの排水路ですけれども、従来から大雨によりトラフに土砂の流入、トラフの崩壊が発生してしまいまして、排水機能が低下していることから、近年大雨時に付近の農地に土砂、流木が流出しておりまして、営農に支障を来していることから、今回、道の方の内定を受けて、この排水路の補修を実施するものです。事業計画につきましては、表の真ん中ですがけれども、事業内容、構造のところ、農業用排水路補修工事としまして、トラフの補修、埋没土砂の除去、ふとん籠の設置で、事業費460万円で、道の方から2分の1相当を補助金として受けることになっております。

議案に戻っていただきまして、24ページです。7目知内ダム管理費に8万円を追加し、2,180万3千円とするものです。これは12節役務費で、ダムの防災情報ネットワーク通信整備によりプロバイダー料が発生することから追加補正するものです。

次に25ページ、2項林業費、2目林業振興費に855万円を追加し、2,777万5千円とするものであります。これは13節委託料で、林業成長産業化地域創生モデル事業委託料として145万円を追加。これは林野庁のモデル事業で、林業成長産業化地域として渡島地域、渡島半島の地域が全国12地域の1つとして選定、今回されまして、今年度、未施業森林や造林未済地の森林所有者等の情報の把握や意向調査を実施するものです。内容につきましては、説明資料7から8ページを後ほどご参照願います。次に19節負担金補助及び交付金に710万円を追加。これは、地域材活用住宅助成に不足が生じることから追加補正するもので、詳細につきましては、説明資料9ページをご参照願います。

次に26ページ、4目水源林造成事業に123万円を追加し、134万5千円とするものであります。これは、13節委託料に水源林造成事業として追加するもので、詳細につきましては、説明資料10ページをご参照願います。

次に27ページ、3項水産業費、2目水産振興費に2,765万円を追加し、1億4,767万7千円とするものです。これは19節負担金補助及び交付金で、北海道の内定を受けたことから、地域づくり総合交付金事業の新技术強化型係留管設置事業助成として1,051万5千円を追加。これは昨年度から実施している養殖施設の網をつなぐ係留管を太くし、機能向上を図るものです。次に涌元共同作業所解体事業助成として113万5千円を追加。これは主にさけ定置網漁業に使用されていた作業所が老朽化により解体することから助成をするものです。更に水産生産基盤整備事業負担金として1,600万円を追加。これは、昨年度から整備を始めました中ノ川漁港の天蓋施設整備事業の町負担分として追加するもので、内容につきましては、説明資料11ページから14ページを後ほどご参照願います。

次に28ページ、7款1項商工費、5目物産館管理費に91万8千円を追加し、1,573万7千円とするものです。これは、13節委託料で、新幹線展望塔イルミネーション設置事業委託料として追加するもので、説明資料15ページにイメージ図がありますので、後ほどご参照願います。

次に29ページ、6目健康保養センター管理費に189万2千円を追加し、3,792万6千円とするものです。これは、15節工事請負費で、こもれば温泉非常用照明更新工事に180万円を追加。これは非常用照明の照度不足が判明したことから、LED照明に更新するものであります。また、18節備品購入費に飲料用冷水機が1台故障したことから、更新に9万2千円を追加するものであります。以上で、産業振興課関係の説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

次に建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

建設水道課補正予算について、説明致します。30ページをご覧ください。8款土木費、1項土木管理費、2目下水道整備費に50万円を追加し、1億2,888万1千円とするものであります。内訳と致しまして、28節繰出金に農業集落排水施設整備事業特別会計繰出金を50万円追加するものであります。

続きまして、31ページをご覧ください。4項住宅費、1目住宅管理費に300万円を追加し、3,399万7千円とするものであります。内訳と致しまして、15節工事請負費に当初A棟18棟分の共用部の非常用の照明灯更新工事として110万円ほど計上させ

ていただいておりますが、実施に向け再度確認を行ったところ、B棟、C棟においても非常用照明の故障が確認されたことから、B棟27灯、C棟26灯、合わせて71灯をLED照明に交換する費用として300万円追加するものであります。箇所等につきましては、説明資料見出しナンバー4、建設水道課資料2ページをご覧ください。以上で建設水道課の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に学校教育課長。

◎ 学校教育課長 (帰山亮一)

教育委員会関係予算の説明をさせていただきます。34ページをお開きください。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費に88万円を追加し、5,811万4千円とするものです。内容につきましては、11節需用費に涌元小学校の体育館と多目的ホールで暖房機器が定期点検の結果、修繕を要する箇所があるということで、必要となる修繕費88万円を追加するものです。

次のページ、35ページであります。4項高等学校費、1目学校管理費に14万7千円を追加し、7,925万8千円とするものです。内容は19節負担金補助及び交付金に各種検定模試の受験希望者の増加によりまして、検定料助成金に不足が見込まれるため、14万7千円を追加するものです。

次のページ、36ページです。6項社会教育費、4目青少年交流センター管理費に37万2千円を追加し、718万8千円とするものです。内容は11節需用費に施設管理にかかる修繕費として20万円を追加し、60万円としまして、12節役務費にクリーニング代として不足が見込まれる17万2千円を追加するものであります。以上で、教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

続いて、歳入、地方債の説明を副町長。

◎ 副町長 (網野 眞)

引き続き、歳入、地方債の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。9款1項1目地方交付税に341万5千円を追加し、19億1,998万9千円とするものでございます。今回の歳出に対応するため、補正財源として地方交付税を追加するものでございます。

5ページです。13款国庫支出金、2項国庫補助金、3目民生費国庫補助金に21万3千円を追加し、271万1千円とするものでございます。1節障害者等福祉費国庫補助金の障害者地域支援事業補助金として21万3千円の追加であります。歳出に対応する財源でございます。

6ページです。14款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金に10万6千円を追加し、1,117万円とするものでございます。6節障害者等福祉費道補助金の障害者地域支援事業道補助金として10万6千円の補正でございます。

7ページです。3目農林水産業費道補助金に334万7千円を追加し、1億6,931万2千円とするものでございます。1節農業費道補助金、先ほど歳出でご説明致しました地域づくり総合交付金、農業振興施設等整備事業ほかで2,544万8千円。2節林業費道補助金の林業成長産業化地域創生モデル事業補助金として145万円の追加。3節水産業費道補助金の地域づくり交付金、新技術強化型係留管設置事業として657万2千円を

追加するものでございます。

8ページです。15款財産収入、2項1目財産売払収入に331万6千円を追加し、1,657万7千円とするものでございます。1節財産売払収入として町有地譲渡収入として331万6千円を追加するものでございますが、この度の追加につきましては、定住団地一区画分の売却に伴う追加でございます。

9ページです。17款繰入金、1項1目特別会計繰入金に1,668万1千円を追加し、1,668万5千円とするものでございます。1節公共下水道事業特別会計繰入金から4節後期高齢者医療特別会計繰入金まで、それぞれ各会計の平成29年度決算に伴う剰余金を一般会計に繰り入れるものでございます。

10ページです。2項基金繰入金、1目積立金繰入金に552万5千円を追加し、4億9,371万2千円とするものでございます。1節教育振興基金繰入金として歳出35ページで説明致しました各種資格検定料助成金の財源として14万7千円の追加。3節農林漁業振興基金繰入金として歳出27ページで説明致しました、新技術強化型係留管設置事業補助金ほかの財源として507万8千円を追加するものであります。

11ページです。19款諸収入、5項1目雑入に337万2千円を追加し、1,976万4千円とするものでございます。1節雑入に道南ドクターヘリ運航負担金の昨年度分の精算金と致しまして47万9千円、自動販売機設置協賛金として24万円、歳出16ページで説明致しましたが、光ケーブル移設補償金として146万3千円のいずれも追加で、合計214万2千円の補正でございます。

2節水源林造成事業収入は、歳出26ページでご説明致しましたが、水源林造成事業に伴い森林総合研究所森林整備センターが費用負担することによる収入でございます。

12ページです。20款町債、1項町債、10目水産業債に1,600万円を追加し、5,370万円とするものでございます。2節漁港整備事業債で、歳出27ページで説明を致しましたが、水産生産基盤整備事業中の川地区分として1,600万円を追加するものでございます。

次に3ページをお開きいただきたいと存じます。「第2表地方債の補正」でございます。追加です。漁港整備事業債で、限度額を1,600万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。説明は以上でございます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款ごとに行います。

まず、13ページの2款総務費。ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

14ページの今回、北島三郎さんのギャラリーの展示の部分で、91万8千円のこの内容というのは、どのような形のものになっているのか、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

ご説明致します。昨年整備しました北島ギャラリー、1年の更新が今、10月から昨年

やっていますので、今回、更新を迎えます。その内容につきましては、写真や映像の使用料、許諾料ですね、あと、それに伴いましたコーディネート料ということで、北島音楽事務所の関連事務所と契約を結んでおりましたやるんですが、その更新料ということで、今の写真、あと映像を流していますけれども、映像料等で91万8千円というふうになっています。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

そうしますと、大体これはある主要なものは、1年契約ということで、毎年そういう形で更新とか、再契約を結ぶという形になるんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。更新につきましては、今、説明したとおり、1年ごとの更新、昨年契約した時点では、9月30日までなので、また今年も1年の予定で更新です。中身につきましては、例えば映画の使用料が結構中身的には高額なものですから、映画の映像というか、写真がいいのかどうかという部分もありますので、今の91万8千円では映画のスチール使用料も入っておりますけれども、ちょっとその辺は事務所の方ですね、今、詰めておまして、カーニバルの写真を使えばですね、例えば安価になるだとか、そういう部分もおそらく出てきますので、そういった内容の部分につきましては、これから今、事務所の方と詰めていきたいと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

そうしますと、逆に見学者の方々が来てですね、こういうものがないのかという、そういう展示に対する要望みたいなものという、そういう声はないんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。今のところ、カウンターの設置、あと名簿の設置もしながら進めておりますけれども、内容的には小規模ではありますけれども、北島さんの足跡がわかるということで評価をいただいております、今のところ、特別な要望というものはありませんけれども、先ほど言った映画の映像がいいのかどうかという部分がありますので、町内で活躍した姿をですね、見せれるものにもし、変えられるのであれば、そういうことを今、検討していきたいと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7番（花井泰子）

今のお話に関連してなのですが、実は私も毎年100万円近い委託料が掛かるというのは承知しておりませんでした。実は、これは何年続くのかなというのと、大体、そして、今、受付のところに名前を書くようになっていますよね。これが例えば1年でどのくらい

の方が利用された、同じ人の名前もあるかなというふうに思うのですが、ちょっと私としては、毎年これだけのお金をそこに注ぎ込んでいいのかなと、税金をというふうな気持ちでいます。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。何年までというか、このギャラリーを設置している部分につきましては、先ほど言いましたとおり1年更新ですので、金額の大小ありますけれども、お金的には毎年そういう写真の使用許諾料というものは掛かるということなものですから、それについては、金額掛かってくると思います。内容につきましては、大小金額になります。それから、入場者数につきましては、カウンターのちょっと設置が遅くなりまして、今年の5月からカウンターを設置しまして正式にやっておりますけれども、毎月1千人程度入っておりますので、昨年10月からもやっておりますので、1万人を超えている入場者になっているのかなという推測されております。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

今のところは聞き置いておきます。これからどうするかということは、もう少し考えてみたいというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに総務課。4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

今回のこの案件とちょっと離れますが、総務の一般事務について、ちょっとお尋ねします。先ほど町長の行政報告にも触れていましたが、コープさっぽろとの契約の中で、8月24日、コープさっぽろと設置に関する協定書を結んで、25日に道新に発表されました。ところがですね、総事業費が2億7千万円のうち、町から7千万円より補助金出ないような形の新聞発表なんですね。これはどういうことなのか、まず、説明をいただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。新聞記事の内容についてということでございますけれども、コープとの協定締結式においては、複数の新聞社が来ていただいております。各社に対して、7千万円だけではなくてですね、5年間での支援内容すべてについて資料を提供をしておりますし、内容の説明もしております。ですので、新聞の方でなぜ、こういうふうに7千万円という数字で記載したかというのは、私どもではちょっと承知していないところです。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

町民の大方の人たち、新聞で発表されたら、町で7千万円補助して、そしたら、コープ

が2億円出すと、こういう理解をしている人が結構いるんですよ。これはやはり町民にきちんと説明をする機会を設けた方がいいんでないだろうかと考えてございます。そこで、行政報告書の初めて協定書を見させていただきましたが、この協定書の中に知内町買い物利便性向上対策交付金交付要綱というのがあるんですね、これいつ作ったんですか。議長にちょっとお願いがあるのですが、この要綱があるのであれば、資料提出をお願いいただきたいと思います。お諮り願います。

◎ 議 長（伊藤政博）

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

買い物利便性向上対策特別交付金交付要綱でございますけれども、今回のコープの進出に合わせまして、支援する内容等、また、事務手続きの在り方などを定めた要綱として、今回制定してございます。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、4番議員より資料請求の要請がありましたが、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議がないようでありますので、資料を提出していただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

要綱、実際これ使う前にですね、要綱というのは、これ例規集にきちんと載つけて、我々も参考にしながら、いろいろやっているんですよ。やはり前もって作って、やっぱり我々見れるような形にね、この協定に合わせて急遽作ったような感じでしょう。ちょっとこの辺は如何なものかと思うのですが、何か答弁あったらお願いしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午後 3時15分 ）

（ 再開 午後 3時30分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

休憩中に先ほどの要請のありました交付金交付要綱をお手元に配布してございます。

質疑を続けます。

まず、この内容について、創生室長の説明を求めます。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

お配りしました交付要綱の内容について、かいつまんでご説明したいと思います。

趣旨がございまして、趣旨においては、町民の買い物の利便性の向上を目指すものであります。第2条の対象事業としまして、生活協同組合コープさっぽろが本町の区域内で行うスーパーマーケット店舗等の建設運営事業というのを対象事業としております。それ以下につきましましては、交付金の額であったり、事務的な手続きの手順であったり、そうしたことが記載しております。特に交付金の内容などについてはですね、これまでも5月14日の全員協議会ですとか、6月の第2回の定例会、そういった中でご説明した内容に沿った

ものであります。ご覧いただいてわかるようにですね、今回のコープさっぽろとの協定に向けて、コープさっぽろへの支援、また、連携を対象にした要綱の作り込みとなっております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、一般会計補正予算の総務費についての審議中であります。

質疑を続けます。

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

これはコープさっぽろだけを対象にした要綱なの。例えば別な企業が来るよというようになつたら、また別な要綱ができるということの解釈でいいんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

創生室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明します。繰り返しになりますけれども、この要綱自体は、今回のコープさっぽろの outlet に合わせた、コープさっぽろに支援、または連携する内容に合わせた交付要綱でございますので、別な案件がもし、仮にあったとすれば、またそれに応じて検討するということになります。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに2款総務費、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、次に3款民生費。

3番、笠松君。

◎ 3 番（笠松悦子）

産業課にもう一回戻つたらだめでしょうか。産業課のことでちょっと聞きたいこと。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業課はこれからです。3款民生費です。

民生費ないようですので、4款衛生費。

4款衛生費ないようですので、6款農林水産業費。

3番、笠松君。

◎ 3 番（笠松悦子）

笠松です。すみません。私も担い手センターのときに賛成した者として、今の状況をちょっと知りたいなと思ひまして。今、2組入っていますよね。その今の状況とそれから、今後、どのような見通しが立っているのかをちょっとできれば知りたいなと思うんですけども、お知らせ願えますでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。活性化センターの利用状況につきましてということによろしいですか。担い手センター。担い手センターの利用状況につきましては、今、世帯用2部屋ありますけれども、そちらの方に今、2組結婚前提としているカップルの方が入ってひまして、農業法人に今、勤められて就業しております。それから、3部屋の部分につきましては、短

期の部分で体験の移住の部分での就業体験等も利用しておりますし、学生さんの短期の部分でも活用するというので、今、予定していたりしております、いろいろな部分では活用をされているということになっております。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、笠松君。

◎ 3 番（笠松悦子）

前に私も指導農業士をやっている関係からも、いろいろなところから研修生を受けていました。建たないちはね。それで、各家庭で預かるということの本当に大変なことを思いまして、すごく私それで賛成はしたんです。それで、今、課長さんおっしゃるように、学生さんと呼んで、この町でいろいろなところと交流しながら、またこの町の良さをその学生さん方に見ていただきながら、いろいろな方向からやっぱり移住・定住を促していただきたいと思っておりますし、やっぱり役場というか、その事業の中でいろいろなところに出掛けて行って、成果を急ぐことは良くないんでしょうけれども、せっかくできているすばらしいところですし、やっぱりこの町、人口減少もすごく激しいですし、そういう観点から本当に良い活用の方法をもっともっと考えて、実践していただきたいなと思っております。今いる2組ですけれども、1人は私が預かっているんですけれども、その2組ともずっと移住してというか、定住していただけるような方向性を見つけているんでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。まず、前段の部分でのどのような取組みということですが、これ前にも説明したと思っておりますけれども、創生室でやっております移住関係のやつとあと産業課のやつと連携をしながら、今、いろいろな産業課の方では就農フェアに札幌等に出掛けて、2回か3回出掛けておりますし、あと、大学専門学校の方にも出掛けて、農業担い手センターの方の活動として今、やっております。それから、先ほど言った創生室の移住フェアということで、東京だとか、札幌だとかでやっている部分でも必ず仕事というのが必ず付きもので、知内町に来てもし仕事がなければそれは生活できませんので、それは連携しながらやっております、今、先ほど説明した2組についても、東京と札幌の移住フェアで声を掛けていただいて、体験して、それからうちの方に入ったという実績もありますので、3番さんが言われたとおり、今後もこの連携を計りながらですね、この活用を図りたいというふうに考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、笠松君。

◎ 3 番（笠松悦子）

わかりました。是非、今のこの人口減少の本当に激しい中、1組でも2組でもといったら何かよそ事に聞こえますけれども、是非、この町の良さをどんどん外に発信して、入っていただいた方にも良さをもっとわかっているように、どんどん一緒になって発信できるような体制で頑張っていたいただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

6款、農林水産業費、ほかにございませつか。

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

ムズルセ川のところの小規模の土地改良工事なのですが、実は先立て、私も現場を見たいと思って行って見たのですが、線が張っていて中には入れなかったんです。外側から見たのですが、田んぼがあそこは張り付いているかなと思うのですが、この営農にすごい期待して、障害があるというふうに書いてあるのですが、私の素人目では、そうかなという思いで見えてきたんですが、あとでちょっと現地見たいなど、誰か係の方、ちょっと見させてもらいたいと思うんですけども個人では入れないんですよね。専門家の方がきちんと見られて予算も付けているから間違いないだろうとももちろん思っていますけれども、この田んぼは1件の農家だけなんですか。

◎ 議長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

ご説明致します。まず、このトラフの写真に載っておりますけれども、このすぐ近くは畑で、牧草の畑になっております。その下に水田、それも転作田で牧草地になっていると思いますけれども、それぞれ耕作者違っております、2戸以上になっております。

◎ 議長 (伊藤政博)

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

そうしますと、田んぼというよりは、牧草と畑、そこに大きな影響があるというふうに抑えていいんですね。わかりました。

◎ 議長 (伊藤政博)

ほかにありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

22ページの部分で、農業振興施設の部分で、今回、ニラの栽培用の温風機27、ニラ用移植機、それから、除雪機4台ということになるんですけども、これは協議会の方の形になっているんですけども、これはあくまでもみんなで共同で使い回しするという形、それとも、ある程度、ある農家に割り当てて固定的な形で使わせるということなの、どちらなんですか。

◎ 議長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

ご説明致します。説明資料見出し3の産業振興課の2ページの方に今、言われた事業載せております。2番目の事業計画の四角の欄、事業主体ですけれども、南渡島地区営農対策協議会という協議会でこの事業主体になっていただいております、それはいろいろな生産組合の部分が入っている組織を作っていただいて、ここで受け皿になっていただいて、今、質問ありました温風機だとか、移植機につきましてはですね、リース事業、この事業主体がリース、今度、農家さんに貸し出す事業でやっております、持ち物としてはこの協議会の持ち物で、使用者として生産組合の組合員の方がそれぞれ使っているような形になりますので、リースですので貸し出しという形を取っております。

◎ 議長 (伊藤政博)

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

貸し出すという形になりますと、ある程度、有償なのか、無償なのか、その辺どうなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。リースですので、もちろん有償で、この協議会の負担区分の協議会の2千万円の部分をその機械ごとの償還年数ありますので、その年数で割り返した部分を全部全てリース料としていただいて、この協議会の方で運営しているという形になっております。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

今の説明、償還部分ということになりますと、その機械、機械によってある程度、年数は固定しているのではなくてばらばら、ある程度、年数は違う形になるのではないですか。どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。ちょっと説明不足だったと思いますけれども、温風機ですと、5年だとか、除雪機だったら8年だとかありますよね、耐用年数。その年数で割り返したリース料を年間分いただいているという形ですので、その機械ごとに耐用年数違いますので、その年数で割り返したリース料をいただいている形にしています。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにありませんか。

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

林業のところなのですが、林業のモデル事業の委託料145万円、これはこれでいいんですけども、中を見てみますと、説明資料の7ページを見てみますと、ソフトの面は全部交付税措置がされます。ですけれども、ハードのところは、そうではないんですね。4町選定されたというのですが、これ4町全部でこのハードの30、31、32、33、34、5年間で21億3,476万円をこの4町で負担をするというような形になるんでしょうか。ちょっとそこら辺わからないのですが、お願いを致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。説明資料の今の議員がおっしゃった7ページの方ですけれども、ちょっと説明すればよかったんですけども、改めて説明させていただきます。このモデル事業につきましては、1の内容のところを書いてあるとおり、先ほど私、説明したとおり、林野庁のモデル事業になっておりまして、林業成長産業化地域としまして、全国12地区

のうちの1地域としまして、渡島地域ということで選んでいただきました。事業計画の中にありますソフト事業とハード事業というのがありますけれども、ソフト事業につきましては、自治体等がいろいろなソフト事業を今していくということで、100%の補助となっておりますけれども、ハード事業につきましては、各町の事業体、事業者さんがいろいろな調査を把握しまして、需要を調査しまして、いろいろなこういう機械がほしいだとかという形を全部取りまとめて、この5億くらいになっておりますけれども、これにつきましては、消費税を抜かした半分の助成になっておりますので、残りにつきましては、その事業体、会社が負担するという事の取りまとめになっております。それから、3番目のソフト事業の展開、今、今回145万円の形なんですけれども、これは私、先ほど説明したとおり、未施業、施業していないところだとか、そういうものを調査して、所有者さんの意向を確認してやるということなんですけれども、この3番にあるとおり、新たな森林管理システムということで、31年から今度、法整備されて31年からこの新たな森林管理システムが始まります。これに伴いまして、皆さんも聞いているかも知れませんが、森林環境税、譲与税というものが今、創設されて、うちの町にも来年度から入ってくることで、来年度、それが入ってきたら、基金条例を設けてですね、基金で貯めて活用することになりますけれども、それらのまず、前段で先ほど言いました未施業の森林等をですね、10年間もずっと何も手を付けられていない森林等がありましたらですね、それらを町の方で一回把握して、それらをできる事業体の方に紹介して、それでもできない、どうしても奥地だとか、そういうものについては、町の方でまた整備するだとかというものは、この新たな管理システムというんですけれども、それらに向けて、先駆的に30年度、この4町が選ばれて、できる分だけ145万円分の委託料で、できる分だけ委託をするという形になっております。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7番（花井泰子）

わかりました。そのソフトの分はわかりましたし、今、どこでも持ち主が亡くなっているとか、わからないとかいろいろなことがあるので、それはきちんと整理されればいいかなというふうには思いますけれども、ハードの面で、森林環境税も決まりましたので、これからそれが動いてくるんだというふうに思うのですが、町の負担がどのくらいになるのかなと、一銭も負担しないというわけではないですよ、それがちょっとわからないのですが、この事業が環境税を使って国の事業として全部交付税措置されるんだったら嬉しいんですけども、そうはならないのではないかなというふうにこれを読んで思ったのですが、どんなものなのかちょっとよくわからないのですが、よろしくお願いします。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

先ほど説明したとおり、ハード事業につきましては、事業体が手をあげて半分国からいただける今、予定で計画進んでおりますけれども、残りの補助算については、事業体が負担するという事。町の負担ではありません。31年から始まる管理システムについては、新たな管理システムについては、譲与税を充てるということになっておりますので、それは基金を積み立てて、町の方で運用していく形になります。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに農林水産業費ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

今の説明資料の7ページの部分で、4の部分で、森林所有者調査の業務委託ということで、うちの町の現状を見ますと、これに該当する形ということになりますと、どのくらいの人数で、どのくらいの面積があるか、これからが調査になるんですか。もし、大体概算でわかるようだったら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。これらについては、今、道の方と町の方と調査を今、10月以降初めまして、把握しながら、事業を組み立てていくという形になりますので、今時点では何h aという部分はまだ把握しておりません。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

そしたら、今年はその調査の形で実施して、来年度に向かって今、準備するという形で理解してよろしいですか。わかりました。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

それから、25ページの部分で説明資料を見ますと、9ページですか、地域材活用の分で、今回、事業所とかの聞き取りによって、大体この予算を組んだということになるんですけれども、この辺の地域の建設事業者の方に聞きますと、要望が多くて、早く予算的なものが措置できないのかなというような声を聞いたんですけれども、その辺の対応はどうだったんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。これにつきましては、春に予算が通ったときに、新年度予算ですね、900万円の予算を計上して採択いただきましたけれども、これすぐ事業者さんを集めてですね、すぐ1年間の計画をということでお願いしたんですけれども、なかなか事業主さんとやっぱり施工主さんも後半でやりたいとかいう意向がですね、全部掴みきれない部分があったみたいで、7月か6月にまた事業者さん、大工さん集めて、どうしてもやっぱりオーバーするということで相談してですね、町長等も相談しまして、今回の補正という形になっていますので、なるべく精度の高い大工さんたちにも聞いて、予算計上はしているんですけれども、どうしてもやっぱり施工主の町民の方がですね、やっぱりやりたいというような意見もあとから出てくるものが多々ありますので、今回の補正で最後だということで聞き取り調査をしまして、今回の補正になっています。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

そうしますと、来年もそういうような要望の形の声は大きいということで理解してよろしいですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。その事業主さんと話しましたときにですね、やっぱり需要があるということはわかっていますけれども、町としても補助金ですので、なかなか今回は追加しませんが、やっぱり次年度以降は追加をしないように、先ほど言ったとおりですね、1年間のやっぱり部分をまとめてほしいということと、町としましても住民の皆様から早くから、2月、3月からですね、1年間の部分の計画を出していただかないと、補正はないということの決めでやりたいということを周知したいと思いますので、来年度以降につきましては、こういう補正がないようにですね、精度を高めて把握して予算計上したいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに6款ありませんか。

ないようでありますので、次に7款商工費。

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

新幹線展望塔イルミネーションの設置事業委託料のことで、イルミネーションとここに書かれてあるとおり、冬期間ですよ。展望塔に外側からそのイルミネーションを見るというだけになるのであれば、展望塔に上がって、新幹線を見るということは、ちょっと夏場ですとね、物産館も利用しながら、お買い物もしながらというふうに思いますけれども、冬場だけそのイルミネーションを設置するということは、冬だからイルミネーションを設置するということになるんでしょうけれども、果たしてそれでいいんだろうかなというふうな思いで実はいます。これを見ますと、壁に貼り付ける蛍光ランプみたいな2箇所と、あとツリーみたいになっているのですが、私としてはこのツリーみたいなのは、なくてもいいのではないかなというふうに、もし、やるのでしたら、貼り付ける色でやれば、それだけで十分ではないかなというふうな思いもしています。これが残念だけれども、イルミネーションですから冬なんですよ。お客さんがたくさんね、これによって集まるとかってそういうふうなものでしたら、それはそれでいいのかもしれないけれども、ちょっとこれは違うのかなという、そこにお金を掛けてもいいのかなというふうな思いで、実は質問させていただきました。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。まず、設置目的はですね、詳しく書いていないんですけども、やはり人が集まっていたきたいという部分がありますので、それらに対応した定額の91万8千円の金額の中でできる範囲で、こういうようなイメージ図でまだ詳細詰めておりませ

んけれども、こういうやっぱり上から垂らすのもやっぱり必要ではないかということも検討しておりますし、ただ、これを議論したときにですね、やっぱり高いところなので、外したり設置したりするときですね、高所作業車が必要だとかという部分がありましたので、これらにつきましては、職員なり、スリーエスの職員でできるような、一回業者さんに取り付けていただくと、自分たちで外せるというまず、仕組みにしておりますので、来年度以降は、球の切り替えだとかはありますけれども、設置作業については、まず、ありません。それから、やっぱり冬場にですね、人が集うということで、やっぱり交流人口も必要だということなので、その辺も鑑みながら冬場、11月以降にでも設置しましてですね、早めに設置して、冬場の間ですね、若者が流行るような今、SNSですか、そういうものに映えるようなですね、設置をしてですね、いくらかでも人が集うようなものにしたというふうに思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7番（花井泰子）

苦しいご答弁ではないでしょうか。本当に夏場でもね、今、大変、そんなに展望塔に上がっていますか。私がしょっちゅう通っていても、そんなに思ったほどはというふうに思っていますので、どうしてもやられるんでしたら、それ以上のことは申しませんけれども、今、課長が人数をお答えになるようですから、お聞き致します。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

展望塔のカウンターにつきましては、これもギャラリーと同じくカウンターを設置しまして、5か月で1万人ですので、月平均2千人以上は上っている計算になります。これは展望塔だけではなくてですね、なるべく中の方を通っていただいて、物産館の売上げにもできるようにもしていますし、インフォメーションもスリーエスの職員にやっていただくことで、町のPRにも寄与しているのではないかというふうに考えておりますので、それにイルミネーション冬の間ですね、人がどうしても少なくなりますので、先ほど言った若者等に集まっていたきたいという思いで設置したいと思っておりますので、よろしく願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、成澤君。

◎ 2番（成澤五郎）

今の展望塔の関連ですが、確かに冬場のイルミネーションというのはそういう心のぬくもりを届ける意味は僕はある程度あるかと思えます。それについては異論は差し挟みませんが、人を寄せ付ける、引きつけるという点では、何回も私、展望塔の内部の精神性の高いものを読んでなるほど、この展望台はこういう経緯でトンネルができ、そのトンネルのいわば建築も大変なやはり犠牲を払ってでき、今に至っている、こういったことをですね、やった方がむしろ人を呼ぶ、寄せ付ける効果、リピーターとしての効果もあるのではないか、その点は全く進んでないように思うのですが、いかがでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。展望塔も含めまして、鉄道ファンにですね、わかるようなということで確か前回言われてですね、木古内町でそういう新聞等でも報道されているような方がいらっしゃると思いますので、今、協議はしているんですけども、ちょっとなかなか今、スケジュールが合わなくてですね、設置には至っておりませんが、今、言われたようなものをですね、物産館の2階等を使いまして、そういうものを鉄道のファンに受けるような、あとそういう展望塔もですね、なぜ、設置したかというものもですね、その中でわかるようなパネル等をですね、設置できるように進めていきたいと思っておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

7款商工費、ほかにございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

29ページのこもれば温泉の照明の部分でちょっとお伺いします。説明資料を見ますと、全部で46灯のうち今回、半分の23灯ということになりますけれども、17ページを見ますと、二重丸の箇所が照度不足ということになるんですけども、あと残りの部分はこれ全部照度がクリア、基準に達しているということで理解してよろしいんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。ちょっと小さい字で見にくいんですけども、ここにルクスという数字で載っているんですけども、ハロゲン、今のあるハロゲンランプなんですけれども、これ1ルクス以上ということで定められておりますので、その1ルクス以下の部分がこの二重丸で今回取り替えるところになっておりまして、それ以外のところは今の言う1ルクス以上あるということなので、今、現代的には大丈夫だということです。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

そうしますと、今、取り替えない分の23灯ということは、今、言いましたようにハロゲンの球を使っているということでもいいんですか。どうです。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。全てハロゲンであります。照度がない部分もですね。今回、取り替える部分については、LEDに直しまして、そういう球が長持ちするようなものということでLEDの球を取り替えるということになっています。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

これを見ますと、46灯は一回に付けているものですよ、当時は。始め、付けたときは。ただ、これが半分の23が照度不足ということになりますと、あと残りだってそんな

に長い時間照度が保てるというようなことはある程度、想定できないんじゃないかなと思うんだけど、どうです。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。これら判明したのは、道への定期報告というものがあることになっております。その中で今、議員言われたとおり、今後ですね、照度不足がまた判明すればですね、一個一個ということになるかどうかちょっとわかりませんが、まともればまた取り替える、そのときにはLEDに取り替えるということで、今、考えています。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

今のこれを見ますと、予算が180万円ですから、作業料全部混みで見ますと、1灯当たり78,260円ですか、そういう金額になるんですけども、もし、あれでしたら、これを一回に全部、46灯全部やった方がある程度、コストダウンとかそういう形で精査したことはできなかったんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。専門的なことですので、建築係と相談してやったんですけども、今回はこの照度、よく見ると4ルクスだとか、いろいろまだ明るい部分もありますので、今回はこの道への定期報告で判明した23灯だけやるということでやっていますので、今の全部やったときに、もっと単価が下がるんじゃないかというご指摘ありますけれども、ちょっとその辺については、ちょっと判断しておりません。

◎ 議長（伊藤政博）

7款商工費、ほかにございませんか。

ないようでありますので、次に8款土木費。

ないようでありますので、9款消防費。

ないようでありますので、10款教育費。

ないようでありますので、ほかに歳出全般で質疑ございませんか。

2番、成澤君。

◎ 2番（成澤五郎）

先ほど今、通り過ぎた8款の土木費なのですが、これはあけぼの団地の照明ということですが、今、ハマナス団地がございますけれども、ここは3階建てですので、いわば民家の1階、2階建てよりはるかに高いところに屋上があって、そういう点では、例えば津波とか想定した場合に、この屋上への避難というようなことは考えたことございませんでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

今、2番議員さんのご質問について、ご説明を申し上げます。RC構造での団地の屋上

部を避難所として活用ということでもありますけれども、実は2年ほど前、あけぼの団地、RC造の団地3棟ございます。それで、渡島知内町内会として、あけぼの団地の屋上並びに2階、3階の共用部を避難場所として、スペース的に渡島知内の町内会の住民が避難するだけのものが確保できるのかどうかということで、実際に避難訓練をやったことはございます。それで、今、ご指摘の件でありますけれども、当然、海岸部に面しているハマナス団地であります。それで、今現在、津波ハザードマップでもお示しのとおり、実は津波の到来する時間が今、40数分あるということで想定されてございます。ですから、はまなす町内会の場合には、津波の避難場所としては、こもれば温泉を想定してございます。それで、通常であると、その40数分という時間の中で、避難ができるだろうということで想定はしてございます。ただ、ご指摘のとおり、津軽海峡直下での地震ですとか、もっと早く津波が到来する可能性のある地震があった場合ということで、これは以前にもちよっとまちづくり懇談会かで、地元の方々との意見交換の中で出たことがあるんですけれども、先ほど申し上げました、あけぼの団地を活用しての渡島知内町内会での避難訓練と同じように、例えばハマナス団地の共用部並びに屋上を活用して、これはお体が十分自由がきく方であれば、その辺は移動可能だと思うんですけれども、少しやっぱり相当不自由があったり、あるいは、手助けが必要な方については、車での移動ということになりますと、おいそれと短時間の中での移動は困難性もあるだろうというふうになった場合に、例えば団地の共用部、あるいは、屋上を使って、そこに一時避難ということがどうなのかということ、これについては、私ども地元町内会での避難の訓練ですとか、そういうものを含めながら、もう少し地元町内会の皆さんと意見交換をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、成澤君。

◎ 2番（成澤五郎）

確かに今、聞いて初めてなのですが、あけぼの団地ではそういった訓練もなさったということですが。僕はあれだけの方達がやはり緊急を要するこもれば温泉まで避難するというこのこれは時間的に40何分あるからということ確かに数字の上で言えるでしょうけれども、やはりまずは、一番近いところで高い場所、こういったことをですね、考えた上での避難訓練も必要ではないのかなと、聞くところによると、屋上には上れない、施錠してあるということかと理解したのですが、そういった状況になっているということで、もっとも強度が確かに屋上ですから、防水的なものが考えられますけれども、その辺のこともクリアした上で、是非とも一番身近で高い場所、ここに訓練の場を設けて、住民が安心できるような環境を作ってほしいなど、こう思うのですが。

◎ 議長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

ご説明致します。今、2番議員さんのご指摘、もっともかというふうに思っております。それで、ただ、先ほどの一部繰り返しになりますけれども、津波、今時点で想定していることでいきますと、時間が一定程度あるということ、それと人間の心理として、どうしてもやっぱり海の近く、いくら高台があったとしても、海の近くというのはやっぱり避けたい心理が働いて、例えばこもれば温泉に移動ということがあるんだろうと。ただ、どうし

でもその移動がかなわなかったり、あるいは、先ほども言いましたとおり、短時間で津波が来ることが想定される場合、やっぱり一時避難的により高い場所にというふうになった場合に、団地の共用部、あるいは、屋上部を活用して、果たしてどういうふうになるのかということ、これ今現在、ハマナス団地は実は涌元町内会と合同での防災訓練を実施してございますけれども、ハマナス団地として、町内会の皆さんとも相談しながら、その辺の自治的なものが果たしてどうなのかということを含めて、私どもの方でも考えてまいりたいというふうに思っています。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに歳出の質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、続いて歳入の一括質疑を行います。

歳入の質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、歳入の質疑を終わります。

次に地方債の補正について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第13、議案第4号、『平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

議案第4号、平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について。

平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,937万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,27

2万5千円とする。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します。5ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に71万2千円を追加し、439万4千円とするものでございます。内容は、9節旅費に国民健康保険都道府県化に伴う説明会にかかる旅費と致しまして、9万9千円を追加。13節委託料に国民健康保険都道府県化に伴う国保標準システム保守委託料と致しまして、61万3千円を追加するものでございます。

次に6ページです。6款1項1目基金積立金に7,852万8千円を追加し、7,852万9千円とするものです。内容は25節基金積立金に平成29年度決算による繰越金の一部を基金に積み立てるものでございます。この基金につきましては、毎年度、医療費給付費の補助金等の額の確定があることから、従来予備費で計上しておりまして、毎年度年度内で処理をしてございましたけれども、今回、都道府県化に伴いまして、補助金の精算につきましては、平成32年から36年の5年間で、30年度分の額の確定、それから、31年度の額の確定分について精算することになりますので、この精算の分を基金に一旦積立をしまして、額の確定により基金を取崩し、それぞれ歳出するものでございます。

続きまして、7ページでございます。8款諸支出金、1項3目償還金に1,013万9千円を追加し、1,014万4千円とするものです。内容は、23節償還金利子及び割引料に退職者医療交付金及び療養給付費等負担金の平成29年度事業実績による額の確定に伴い、国庫補助金の返還金として追加するものでございます。

歳入に戻りまして、3ページをお開きください。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金に71万2千円を追加し、4億7,919万7千円とするものでございます。内容は、2節保険給付費等交付金（特別交付金）に歳出予算でご説明致しました、国保都道府県化に伴う説明会の旅費及び国保標準システム保守委託にかかる交付金として追加するものでございます。

次に4ページです。6款1項1目繰越金に8,866万7千円を追加し、8,866万8千円とするものです。内容は、1節繰越金に平成29年度決算に伴う繰越額を追加するものでございます。説明は以上で終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 平成30年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第14、議案第5号、『平成30年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

議案第5号、平成30年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

平成30年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,012万6千円とする。2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します。5ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に74万1千円を追加し、343万2千円とするものです。内容は13節委託料に後期高齢者医療保険料の軽減特例見直しに伴うシステム改修委託料と致しまして、74万1千円を追加するものでございます。

次に6ページ、2款12項1目後期高齢者医療広域連合納付金から28万5千円を減額し、6,515万4千円とするものです。内容は19節負担金補助及び交付金で平成29年度後期高齢者医療事務費負担金の額の確定により、平成30年度事務費負担金との相殺処理により28万5千円を減額するものでございます。

次に7ページ、3款諸支出金、2項繰出金、2目一般会計繰出金に126万2千円を追加し、126万3千円とするものです。内容は28節繰出金に平成29年度決算に伴い、一般会計へ繰り出しするものでございます。

次に歳入に戻ります。3ページをお開きください。3款繰入金、1項1目一般会計繰入金に45万6千円を追加し、2,953万7千円とするものです。内容は、1節事務費繰入金に先ほど歳出でご説明致しました後期高齢者医療保険料の軽減特例見直しに伴うシステム改修委託分と致しまして、74万1千円を追加し、平成29年度後期高齢者医療事務費負担金の額の確定により28万円を減額。追加、減額分を合わせまして、45万6千円を追加するものでございます。

次に4ページです。4款1項1目繰越金に126万2千円を追加し、126万3千円とするものです。内容は1節繰越金に平成29年度決算に伴う繰越分を追加するものでございます。説明は以上で終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第6号 平成30年度知内町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第15、議案第6号、『平成30年度知内町介護保険特別会計補正予算(第2号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(田中志津夫)

議案第6号、平成30年度知内町介護保険特別会計補正予算(第2号)について。

平成30年度知内町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、規定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,454万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,964万5千円とする。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出よりご説明致します。4ページをお開きください。3款1項基金積立金、1目介護保険事業基金積立金に2,341万8千円を追加し、2,478万7千円とするものです。内容は25節積立金に平成29年度決算による繰越金の一部を基金に積み立てるものでございます。

次に5ページです。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に1,305万5千円を追加し、1,305万6千円とするものです。内容は23節償還金利子及び割引料に平成29年度事業実績に伴う介護給付費国庫負担金及び道負担金並びに地域支援事業支援交付金の額の確定に伴い、返還金と致しまして1,305万5千円を追加するものでございます。

次に6ページです。2項繰出金、1目一般会計繰出金に807万6千円を追加し、807万7千円とするものです。内容は28節繰出金に平成29年度事業実績に伴い、一般会計へ繰り出しする額を追加するものでございます。

歳入に戻りまして、3ページをお開きください。7款1項1目繰越金に4,454万9千円を追加し、4,455万円とするものです。内容は、1節繰越金に平成29年度決算に伴う繰越額を追加するものでございます。説明は以上で終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第7号 平成30年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第16、議案第7号、『平成30年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

議案第7号、平成30年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

平成30年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ640万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,611万5千円とする。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出よりご説明致しますので、4ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に640万円を追加し、1,756万4千円とするものであります。内訳と致しまして、28節繰出金に平成29年度決算により一般会計へ繰出金として640万円を追加するものであります。

続きまして、歳入をご説明致しますので、3ページをお開きください。4款繰越金、2項繰越金、1目繰越金に640万円を追加し、640万1千円とするものであります。前年度決算による繰越金を640万円を追加するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第8号 平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算
(第1号) について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第17、議案第8号、『平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第1号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐藤和人)

議案第8号、平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第1号)について。

平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144万3千円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2,646万2千円とする。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出よりご説明致しますので、5ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に94万3千円を追加し、117万4千円とするものであります。内訳と致しまして、28節繰出金に平成29年度決算より一般会計へ繰出金として94万3千円追加するものであります。

6ページをお開きください。2目施設管理費に50万円を追加し、1,405万1千円とするものであります。内訳と致しまして、11節需用費に湯ノ里クリーンセンター中央監視板コントローラー基盤の修繕として50万円を追加するものです。これは、前回の停電時に電源が遮断され、電気が復旧されるときに基盤内に負荷が掛かり故障したものである。この修理費の追加であります。

続きまして、歳入をご説明致しますので、3ページをお開きください。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金に50万円を追加し、1,780万7千円とするものです。内訳と致しましては、前年度決算により一般会計繰入金50万円を追加するものであります。

4ページでございます。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に94万3千円を追加し、94万4千円とするものであります。以上であります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

歳出の6ページ、今、基盤の破損ということだったんですけれども、これは課長、ブレーカーとかそういうものは付いていなかったんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

ブレーカーというものは付いてありますけれども、停電に伴って電気が遮断されたのですが、電気戻るときにですね、電気スイッチ入れたときに負荷が掛かってしまったというのがメーカーさんのうちに対する回答です。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

その負荷はわかりますよ。ただ、やっぱりそういうことにならないために、ブレーカーとかそういうやつをやって、もう一回、再起動するとかってこういうスイッチを入れるとかというのだと思うんですけれども、それが負荷掛かってしまっているということになれば、変な話、そういう大きな停電になった場合は、常にそういう形の危険が伴うということで理解していいんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

そうならないような形で、当然ですけれども停電になったときの場合のような形の中で、負荷が掛からないような形で、今、基盤とかなっているのですが、その辺の形が正常に働いたんだとは思われるのですが、なぜか、基盤の1個にですね、何か負荷が掛かってしまって、基盤は何個もあるのですが、その1個だけについて、はっきりした原因は掴めていないのですが、ただ、電気が戻ったときに、その負荷が掛かったのではないかと見られるというそういうふうな判断でいます。今、申したとおり、全部の基盤に全部負荷が掛かったというわけではなく、正常に基盤は働いていたんですけれども、どういうわけかちょっと詳しいこともちょっとわからないのですが、中でそういう形で1個にだけ負荷が掛かって、1個の基盤だけが壊れてしまったというのが実情です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 閉会宣言

◎ 議長(伊藤政博)

お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定致しました。

本日はこれで延会します。どうも大変ご苦労様でした。

(閉会 午後 4時46分)